

# 因府録抄

六止

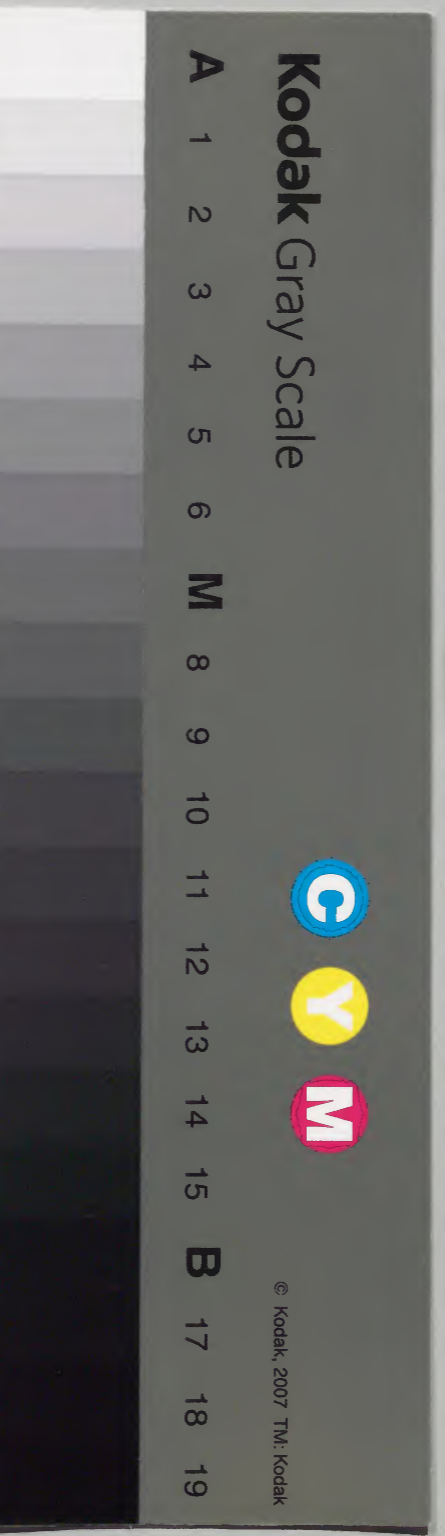
三三八函	三五六二冊	三五九六二號	和書類
------	-------	--------	-----

一五二函	一六二冊	三五九六二號	和書類
------	------	--------	-----

(天本)



番號	和	35962
冊數		6 (6)
函號	151	119





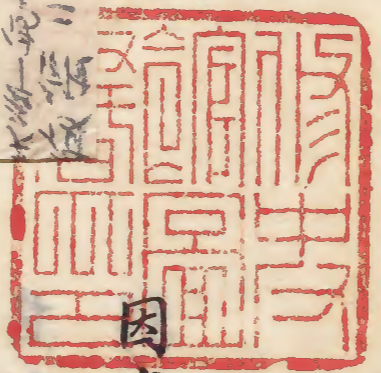
因府縁卷之身式十八

復讐二件  
天保傳表及書

信者討死  
漳州如學篇



是田出雲瑞子四郎之侍中村回長之侍俊尾子  
 人々伯父にて侍應い  
 若人俊若州小湊京極若狭守友一居り子付右  
 人方、長之侍在在に然り所子二、宮持在忠門  
 俊ハ若狭守友家母の由素卦の俊ハ不吉知い得  
 と古其首長之侍討せ、寛永四年正月廿日の夜  
 若州小湊の於大橋、槍丸忠門と長之侍致口端之



因府録卷之身式十八

馬田款討の事



馬田出雲藩子四郎之侍中村回長之侍後尾子  
人々伯父子て侍應い  
若人後若州小湊京極若狭守及一居下子付右  
人方、長之侍在在に然多所子二、字控左忠門

後ハ若狭守及家母の由意赴の候ハ不亦知い得  
と古其首長之侍討せ、寛永四年正月廿日の候  
若州小湊の於大橋控左忠門と長之侍致口端言

馬田款討の事

馬田款討の事

昔長を誘ひて一人控在串門ハ岡瀬大ニ尋問乃  
其外大勢を以て討果一申其首流來の者双  
方の働子見申候取りの之ハ控在串門候ハ兼  
て爰檢の師と被一申て申子數多有之由言首も  
爰檢を拵出居申長を誘ひ太刀子て切結ハ  
控在串門ハ檢を切折控在串門帯を切拂ハ元  
ハ大小落一既ハ控在串門を仕留可申所ハ其  
不運ハ此處ハ裁橋の破道子臨込ハ所ハ大三部  
其外の者も被助右刀ハ不子控在串門候ハ合  
終ハ長を誘を討留申て控在串門大三部ハ立



隠きハ由尾子飛ハ子速大橋子欠付致詮候ハ  
えとも行方不知ハ子付家老もえ者の者も  
の有新邊寄贅ハ根子申ハ一ハ龜ハ被詮候ハ  
一とも何方ハ立隠きハや誰知依て詮候迄ハ  
在候ハハ其内備少岳山の馬田出雲方ハ被  
注進人候も若狭守及えハ不詮候ハ根子其  
身存念の趣申上ハ一ハ若狭守及ハ不詮油  
新從河返答ハ之ども其時言申ハ根子ハ以  
後ハ取ハ一ハ者の者ハ即時ハ河邊隠助方  
一走り込控在串門も手を負ハハ在隠助ハく海

いさうく友人を家物にて恐むせ大津之除せ  
由是ハ浦井雅乐頭及家中にて大津の飛本を頼  
里居名号ハ失念ハ次郎之傍と申者右ハ控在東門内  
父子て有之由依て裏庭子隠し由

馬田出立料以初を侍ハ右の者どもを討て  
お度後 宰相様へ侍候を頼み祈り速に侍候  
成中其旨飛人次男金右衛門俊成を能く知里居  
中子内別回及仕り山形を家と改め是の祈り  
以て居候難知望寛永戊辰年大坂侍普請初り  
三月より、京都之立寄り、在京候し、然る祈り

吉田大飛加歩より堂を通り上り同年日月中  
以子堂を討り由右友人の志承り恐びて大津  
京都之系り控在東門大三郎が見物候し居り由  
去る者以初を侍候一お度り致し未だ京都へ恐び  
在之由申聞いぬ五月朔日ハ加茂の足掛ひ子て  
以初宣めく是も友人をうく恐びて足物子系  
奉るも亦や加茂より在り大津へ返り申す  
日廻り子お侍居りハ必宣あり逃り申す  
友人を足知里り若子若堂を一人お係築田口の  
入口子大を附立以初を侍ハ日廻りの中の家系

一居申る彼の者系りゝり先へ走りて申すを  
よと申す旨の祈り先子槍を束門より六七間を  
走大三部太政大臣に打すゞげ子系五人若  
黨一人子履云二人召連系りゝ間出逃ひ申す  
と先達て善悪一人を走々申す由云子付能足知  
申す者ハ一町程跡を付系り日野忠義の中の桑原  
一系りゝ先別五人と申す所を通り申す先へ  
走々申す者ハ系り不申すやと申す其注進一向  
不申すの言子何程以也い可申すやとお尋すハ三  
町下程の間ど可有と申す申す夫ハ以部を傍へ走

早く尻をうゞげあみ笠をぬぎ走里申すハ一ハ跡  
よ里系りゝ去り部を傍をく那くと略ハ里申す  
左大三部太政大臣槍を束門覺悟政をよと跡申す  
呼り申す子付我等と走り槍を束門を切て  
申す存し祈り大三部ハ馬より飛あり我等ハ  
先子刀を抜き向ひハ左を了後大三部と仕違ひ  
申す二刀よ切倒し我等ハ手を一ヶ所腹申す  
い者人の馬鼻を括る屋敷子成左槍を束門ハ口  
部を傍を後ハ切申す然る祈り部屋山城守及  
伊家申す佃十右夫と申す者江戸より上り申すとて跡

言よて若黨三人乃具持一人子履二人馬の口云  
二人召連系りゝを控在出門にて右の十太夫一  
走り向ひ不意成候子逃り男檢を借備し馳り  
い松よし中右我等跡方走り向ひて大事の仕  
およる召居候物有ては檢ハ内質し有る哉と尋  
りりい之バ十太夫も馬より下り檢を抜麦田の  
中一這入檢をバ借し不中も是も依て控在出門  
と叩き合我等も之々所迄手を負ひ控在出門も  
お打よ二刀おて切傷し中い依て亦専一中付取  
人より止めを指を控在出門をバ控在出門が

刀おて照坪を突抜き大三部をバ大三部が刀子  
て是も松坪を突抜き止り或指し中いして右控在  
出門が警し首付の半首を付をい其趣と  
此者二宮控在出門去年正月廿日若少於小  
濱我等中村田長之衛を多勢を付て討果  
てし其退い去年以来急之有新お尋手い一と  
出入り相知包ふ中い折し只今以迄切止中い衆  
等如比以上

寛永六年乙酉朔日

此部を備へば、折手を復ひんて、南座ハ是之不  
中々然る折手山科の者とも、祭りゝて、与檢を拵  
如何、松の候より、や一息も、や、休まじ、うと、中  
て、人、教、六、七、十、人、来り、中、以、此、部、を、備、深、五、友、立、居  
と、成、不、中、以、の、折、山、科、の、者、ど、も、子、戸、板、子、の、を、り  
、せ、い、く、周、防、及、右、の、松、子、委、細、子、不、中、違、て、也  
坊、明、り、不、中、候、と、中、少、く、え、い、山、科、の、者、中、の、主  
人、若、堂、と、も、に、此、大、小、と、略、次、の、り、此、願、り、二、条、子  
て、此、後、以、て、中、より、関、い、右、此、部、を、備、中、の、主  
人、替、各、方、へ、意、外、中、る、者、も、大、小、の、候、ハ、此、免

可有之我等かん候ん云々中上ノ岩内氣巻ひ之ノ  
と中い之ハ此ハ折ハ一段内也も、取り、備中ハ三条  
の、摺、系、り、い、ハ、咽、り、て、此、中、ハ、友、取、を、乞、中、ハ  
不、矢、田、の、地、蔵、の、長、老、取、り、内、一、通、り、て、湯、を、り  
系、り、の、松、子、中、少、山、科、の、元、も、附、系、り、戸、板、を、昇、上  
先、が、一、休、み、い、松、子、と、事、の、脱、り、て、其、内、周、防、及、此  
関、内、成、難、職、五、十、嵐、仁、助、吳、子、と、中、ハ、此、系、始、終、の  
松、子、委、細、子、少、兩、け、二、条、一、ハ、系、り、子、不、及、今、宵、ハ  
先、是、子、て、一、宿、仕、い、松、子、と、中、ハ、此、長、老、取、り、此、部、の  
由、此、也、と、仁、助、も、中、ハ、其、内、仁、助、の、願、也、六、人、系、り、



仁助ハ右の松子周防殿へ可申進々として頼りの  
穴を洲並山科の者ともえし六十元仁助請取ら  
とて戻し申る由板倉内儀及も大坂寺普徳の  
上使子請上りて 上使の松子元 恒徳の由  
よて周防殿の急成子成度て右の松子請同元  
成旨取りの夫方矢田の地蔵一二月居りし不爰  
ハ端近成祈よい百本能寺の内本光院と申祈へ  
宿を替り松よと六十元肝煎よて三日目子本能  
寺の内一系り居り申とも普生仕の儀前一ハ五  
月廿九の日申聞へ毛利勘左米門 助イニと申大小姓

進從 宰相松子使よ下京初ハ勝年次第子元  
立大坂寺普徳小松子て普生仕の松子と申下  
其後佐屋在米門を請使ひし下周防殿へも  
請礼使者相勤其外氣色終るりも儀前へ下り普  
生仕の松子と申儀申て岡山へハ七月十二日親  
出雲吉連赤下り申し翌日十三日岡山の請城下八  
幡と申所へ 宰相松子使申出と申松子  
て請元成の雲雀七り併吹本右米門を請使ひ  
とては部を請儀ハ板倉戻りし由申聞と申松  
以氣色如何やと本右米門と申聞と申此雲雀

ハ我等卷子て執ノ間道園子尋て毒子も毒之  
ハハハ強ナ根よと云レ下ノ後八月十五日荒尾  
内通リハ其方事毎々涉尋手成ルル也 城  
仕 涉目思へるナ上芝 城の時分ハ 涉城ノ  
尤右を致す其意アリノ根よと云レ事之時子出  
仕ノ京中も相済ム子只今也 城ノ根内通ハ  
中越一重子也 城仕ノ新涉居るナ涉入たまさ  
涉産所ナク和田飛騨所云今也其形を傍 涉目  
思へ仕ノと涉小思姓を力けて中上ノ侍ハ只今  
涉前可成レとの事ナて格榎の間ノ涉成者ナ涉

暗蹟ヲ控干内通以形を傍是ハ其也 涉目思  
中上ハと中上ハ一ハ思ハの外手疵も亦やく平  
愈致一ハと 涉這ヲ控内通中上ハハ京大坂ハ  
も度と涉使者を成下涉意恩の疑也其存リ  
其感涙を流しナと涉之合也中上其時 宰  
相探 涉意ヲ控ハハ其部を傍事未ダ支度をも  
致す海ナく通リ以て相俵をも仕ハ根よと云レ  
涉意ヲ控ハハ時子内通一也其形を傍中ハハ其也支  
度をも仕也 城仕ハ後下 城仕リ以て也昔一  
カ家まじく也と云レハハ内通中ハハ格涉意の

蒙 涉遠る事故下 城仕りの故、互一か依ま  
しくと申す、子舟を畏れしと涉清り上る時子  
宰相極ハ涉たり座して右進太夫扱と涉爰居を  
一ツ涉隔涉着座は扱其次子間ど二乃程を隔て  
荒尾内通希座涉右の方子和田可心同姓飛弾屋  
理宗以後漸涉路吏方以新を傳古川ふを傳まで  
わく涉料理を以成下涉盃項戴仕る其節 涉言  
は扱ハ其方事今度於日惣忌強く働きの砌り  
道具損ト旨此二王清徳の刀ハ先年手自涉試  
成各類の大業物有は巻ハ孫忠勤を可抽旨

涉意は扱ハ時子内通中上ハまゝと涉厚恩の  
涉設難有仕合其身ハ中上る子不及親出雲傳玉  
弓りハハ、難有感涙を流ハハ外ハ法座有る  
まどくると中上る涉酒ハ五遍通り廻り涉湯ハ  
おハ左涉路一以新を傳中ハハ涉座爰子て涉酒  
も此為下難有仕合は上ハ如何て仕や涉爰爰於  
入る由中上ハハ涉路中ハハ一頃の由念よて  
ハ此上ハ星理宗以まで涉湯の廻りハ時分涉措  
を扱在立ハハ燒火の間、源五左兼門平太左  
兼門杯在在ハ其祈よて涉湯路中ハ道分涉礼

一 涉前、在出の交、明院但馬に於て常式  
子涉道具存候とい、遂に此夜日曜日の辰子付  
涉墨附頂戴仕いと、同前の事より、弓矢松子、赤心  
得只今、涉指願を其方頂戴仕い、辰若子者とも、ハ  
羨哉、可存候と、赤心院中、関る夫より下、城仕、ハ  
雲、ハ、関、ハ、ハ、子連涉礼子、乞、城仕、ハ、不於、  
涉前出雲へ内通涉執令、中上ハ、翌年五月六日涉  
居、弓の涉、普清、初、其涉、福流の為、涉、祝、後、乾、甲、斐、ハ  
涉、知行、千石、馬、田、口、部、之、傍、ハ、六百石、以下、与、  
仁、  
酒、涉、礼、中、上、ハ、甲、斐、出、次、子、口、部、之、傍、在、出、涉、礼

中上ハ、其、魯、十一月、涉、知行、附、涉、目、録、頂、戴、仕、い、  
馬、田、口、部、之、傍、入、道、心、電、  
死、去、子、孫、為、後、遺、年、臨、早、  
死、子、孫、為、後、遺、年、臨、早、  
子、ハ、兄、有、ハ、出、空、後、子、隠、居、ハ、て、宗、甫、と、中、ハ、  
飛、人、  
後、ハ、京、極、若、狭、中、及、ハ、中、緒、有、之、子、有、浪、人、子、て、小  
濱、ハ、在、越、ハ、客、分、子、て、居、ハ、ハ、村、田、長、之、傍、為、子、ハ、  
飛、人、ハ、伯、父、子、て、ハ、子、有、飛、人、方、ハ、居、ハ、ハ、  
筋、癩、の、傍、治、ハ、ハ、方、ハ、を、巡、行、致、ハ、ハ、ハ、  
南、ハ、後、ハ、ハ、門、弟、ハ、数、多、有、之、ハ、ハ、之、飛、人、後、ハ、  
唯、主、水、先、祖、壽、仙、寺、方、ハ、養、子、ハ、其、越、ハ、ハ、  
右、出、門、候、ハ、尾、子、七、左、出、門、先、祖、之、馬、田、口、部、之、傍

家督後出雲と致改号八十日暮して終い

○興禪院掾涉代尾子菴人ハ涉小姓違より涉慈  
意より百仕涉初より百石を巻と云唯一養子  
子成り菴人の嫡子と見えたり菴筋の人成り百  
出涉慈子に抱いと云大丈夫力量の人なりと云  
廿二歳ありて大病をお煩ひ苦生の為上京し菴  
子におひく死在明暦元年の二年の頃と聞えたり  
子育くして即絶世申金吉忠門ハ涉初より百石  
に巻いと

肥前藩系一依分利父子を巻並びに石丸

七兵衛が事

○寛永十三年丁丑十月九日の肥前の玉津系  
肥後の國天草の畠新子於て耶蘇の門徒とて惡  
黨を企て既し肥前の玉津馬の城子楯籠りし  
子九妙中國の諸大名子に任付是を攻破り終  
城攻め度よしして落城を 上使板倉内膳正重昌  
及内討死に成石谷将監及子を腹に諸大名の内  
あても曆々の侍討死を多し依て 涉名代の  
上使とて松平伊豆守信綱及戸田左門氏鉄及  
所下向に成諸軍を所下知有て仕寄を甘きめ

のよ 豊十 二月 終子 糧を 兵勢 弱りて 居城 此  
涉園 上 侵伊 吾ち 及一 涉使者 とし 佐分利  
九元 <sup>元</sup>を 元を 婿子 右馬 允二 男軍 佐勝 後相 從が 子  
石丸 七を 勝ハ 其頃 江戸 の 涉園 没を 相勤 以子 付  
然也 <sup>但一七兵 勝ハ 板倉 辰の 涉元 興 侵 涉派 使者</sup>  
遠山 七を 勝 漆 乙 左 米 門 富 山 源 左 左 米 門 七 元 也  
元日 城攻 の 時 佐 分 利 九元 <sup>元</sup>を 痛く 働き 陣 甲の  
飛立 子 山 多 の 引 尾 を 用 いた 是ハ 日 映 して 天  
晴 武 將 と 思へ けり 故 款 の 鉄 砲 子 中 りて 討 死  
を 將 當 人 七 勇 ち 成 働 ち 親 の 尸 骸 を も 取 取

已たり 其 卯 何 也 ち 粉 骨 を 一 功 名 一 たり <sup>九元</sup>  
の 地 子 葬 場 陣 の 後 若 涉 加 坊 或 以ハ 新 知 を 出 下  
と 一 小 石 丸 七 を 勝 ハ 百 石 子 今 持 津 守 換 涉  
庭 成 各 道 谷 の 隅 の 所 子 居 庭 成 あり 以 前 ハ 江戸  
の 涉 園 没 涉 馬 出 り して 交 替 して 勤 之 七 を 勝 此  
涉 没 を 勤 ち 依 て 戸 田 左 門 辰 一 弟 入 魂 子 立  
入 ち 一 國 之 の 涉 大 名 子 の 涉 使 者 七 也 熱 軍 勢 子  
隔 て ら 是 何 也 伊 吾 ち 辰 の 涉 本 陣 子 二 三 里  
を 隔 て 在 陣 一 中 一 涉 幕 本 希 び 子 城 の 近 辺 一 ハ  
家 封 事 七 成 難 く 諸 家 の 附 使 者 七 也 子 ち 加 く

と雖ども其くも松も如く其日を送り然る  
所は石丸七を捕ハ戸田及一涉無言を以て涉  
陣屋の端をも涉貸し其中ハハハ涉を陣進く其  
成伊豆守松の涉機嫌を日くは其窺度を取ハ  
勝ハ部知年の候ハハハ得ども其先の者ども其  
随私ハハ合ハの旨ハ上ハ新戸田及臣承知の上  
寄持成候と其下涉自分の涉了爰あても相在候  
を 上使伊豆及一伺ハ其下ハハ神妙の候と  
伊豆守及涉許諾と成戸田及の涉陣屋ハ手候  
おも有ハハハ伊豆守及の涉陣屋ハ其置可也

成旨少く佐分利九元石丸七を勝を始 上使の  
涉陣屋ハ其越ハハハ竹城攻の時涉加勢はり討  
死傷き等者之也諸家の附使者ハ其大勢の陣  
子隔てら其て戦死の者ハ在ハ依て 涉南家松  
ハ關東の涉首尾も宜其既ハ佐分利が討死傷き  
其介とも全く涉加勢はハハ其場所宜ハハハ其  
之偏元ハ石丸七が知計の志ハハハハハハハハ  
城の旨取ハハハ徳士の働き等石丸七が方より飛揚  
其来の所劉節但馬岩井ハ湯治政ハハ途中七山  
の辺あて右の飛揚の者ハ其途途申あハハハ右の

事状を披る致し番細取知の上岩井へ其越し飛  
物ハ多取一物リヤハ倣て湯本の但馬方より石  
九ッ志母の方へ文よて此度の次第を奉呈し七  
名傍事進付首尾よく其留るべし若く討死をも  
致ししつゝ我等が祈為とて恨之可申の祈事  
みて跡子も柄致し留著の辰跡重の旨細く申送  
しとん其後石丸ハ天草へ暫く在陣仕手柄の辰  
涉祿美成三百石涉加増は其下所一説は二  
とも三百石あり不知百石とも七百石の縁を  
り美子石丸居さを功となくして加祿を其交  
まら奉心よ使よつらむ都飛州の身よて城系  
一高の供を供りいえども城の上より柄を以石

よ中りて倒せし起ちりて余入の時ハ余  
人も皆さきく居一人ガカよ非是禮の事ハ之  
其の男役よい得ハあるが功名と七名傍  
し不<sub>レ</sub>中よて固辞して清をも功名と七名傍  
涉意の疑難有仕余よ其取併し於がら百姓系  
の一揆の祈へ其越し相勤ひ程の後ち男役よて  
致し内の事よおあう備しく戦功杯の振よ手  
柄杯と其倣へてハ諸朋友の存し祈も如何  
氣の毒も存し間涉加増の後ハ各振し涉預け  
申交旨涉家志中迄申上る子何れも感心致し  
其後申上げしハ甚し涉感賞は遊去冬ハ當喜迄  
彼の地へ相勤若号致しハ辰涉機嫌子思し百兼



て江戸表子於て涉波役の勤方も宜敷<sup>付</sup>付江戸  
あての涉増地を言に候也——此歳涉加増成下  
以旨に候候にせハ七ヶ浦涉増中上りおもむす  
ハ去冬以来彼の地子に在昔勞仕候ハ申連も  
各涉産業て江戸表子て涉波役申勤小勤方を候  
賞美成増加増候に候候いと申候候候ハ難有仕  
今日幸存いと清徳中上り——右ハ石九ヶ外孫  
清水の物語にて取置候

但州村畠敵討涉増地へ来る大略

天和二年六月但馬の國七ヶ郡村畠の敵討ハ

肥前の玉津津の城主松平和泉守及涉家来近及  
源右左衛門と申者の兄近及守右衛門を村畠の候  
主山名主殿及の涉家来池田七郎左衛門浅田十  
郎左衛門討殺敵軍心を空し候ら候也く天和  
二年五月二日右取人の宅へ押込池田七郎左衛  
門其外を討言同三日因少岩井郡の湯村まで退  
其方取湯村へ進中子付早速取一涉引取候  
成同十日本國彦津へ船にて申送り候成り取  
一涉引取候成り申の下別子取看夫同十一日  
伯少兼子へ到着して申お取候はる取取よてハ

町舎所、少長を以て治士二組定めて、勤番湯村  
子居の内ハ大庄屋の長平次が定を圍ひ近在の  
百姓集りて是を以て其外穉師の鉄砲或ハ千  
石馬を集り寄集りし町舎所にてハ治士勤番  
卯之少徒十口人并ハ下番の志其外裁許人二  
人鉄砲足軽百人諸事肝要役ハ赤多村ハ之湯大  
場六郎右夫岩田八郎左柴門清水忠之湯玄徳坊  
之湯子其行付其外醫師一人金療一人其行付  
少志ハ八人村長、物見として五日の節其志  
村長ハ湯村まで追手集る、一多取、追進子

付岩井少助寺行佐務助右夫南條是右柴門少代  
官吉村六右柴門大窪与之左柴門松尾惣左柴門  
其外教諭物見子其志其越、一ども別系其之  
子何れにも其留る

同六日の夜近後原右之湯其外、清水忠之湯  
を以て其志其越、一ども別系其之

白銀二十枚、時彼ふツ、惟子  
幸手紙十束、鼻紙百束  
款討ハ人数

能前の玉原津の城主松平和泉守及少助其

近江源右左衛門

上野の必安中の城主堀田範房右及沙家再

坂尾夫左衛門

浪人

小山田清左衛門

源右左衛門

山田又市郎

同人家再

山本右左衛門

同

高橋左左衛門

同

丹羽十右左衛門

○十右左衛門以前坂尾夫左衛門後未詳知少の時山名  
主殿屋、児小姓亦勤小桑造酒之助左衛門の刻

川野九十郎とて明堂を討其母沙田十右左衛  
滝田七郎左衛門とて亦密うて夫左衛門を立退  
せり。近江源右左衛門近江守右衛門ハ江戸本  
町二丁目子居中処守右衛門夫左衛門をかく海川  
近江一守と改号して堀田備中守左衛門、児小姓  
有附け中山新山名左衛門詮後存す是七郎左衛  
門十右左衛門とて夫左衛門を尋てかく。松子  
近江守山子守七郎左衛門十右左衛門の妻人守右  
衛門が方より夫左衛門を自誣して松子の中  
とて仍舊不知相有区々中山依之七郎左衛門十

弁を清のあ人宇右忠門一急報を會と申六丁  
目の寺少く右のあ人宇右忠門を討果て于時源  
右兵衛三十八軍夫を清古九軍清右忠門四十軍  
此清右忠門ハ源右を清が一額よハ取させども  
同國の好みふて宇右忠門父子共と別して意を  
よ月先途を忍肩けよ其出るといふ右七人の内  
山田又市部ハ村岡よて討死し丹羽十部を清ハ  
又病を患煩ひ但少の和因峠よて刺殺し越るよ  
人涉ふ一尋る

○款池田七部右忠門同弟伊右忠門を討留り  
浅田十部を清ハ討滅し十部を清ハ申に右忠門  
を討留る右と云日二日の七ツ時迄赤い夜よ不  
入内之款の家定の振子ハ高橋を清ハ小間物  
屋よあ成り二日山本よを清ハ鏡磨を殺して一  
年彼の地よ入込在方角乃筋迄番細よ是ハ居  
中由

○山名及伊右忠門岩井郡湯村迄討自よ集り者  
雜兵とも以上云十人計りの由款討中ハ云  
日二日之追自湯村まで集りよ其日云日之此  
外雜兵三十人計り但少千谷村迄集りよ一款

討とち多取一也引五の由承り何是と村長へ引  
云申

同十日の早旦敵討の由と涉送り子付多取を  
涉おり伯少来子一は是の行列

唯右身右出門組

福原清左出門

系山勘右出門組

安田金右出門

黒田只身之侍組

竹村源兵衛

澤田茂右出門組

小村源右衛門

三浦宗書組

毛利惣右出門

先宗騎馬

黒田只身之侍組

依原孫之侍

三浦宗書組

吉本高兵衛

口口口口

口口口口

口口口口

誤砲

加藤山本右兵衛

誤砲

吉田惣右衛門

誤砲 口口口口

誤砲 口口口口

誤砲 口口口口

加藤近右衛門

誤砲

誤砲

渡辺半助

誤砲 口口口口

誤砲 口口口口

誤砲 口口口口

加藤坂尾夫

誤砲

誤砲

之侍

有沢九左出門

誤砲 口口口口

誤砲 口口口口

誤砲 口口口口

加藤小山

誤砲

誤砲

田清左衛門

堀 佐左出門

誤砲 口口口口

松浦左二兵衛

誤砲 口口口口

誤砲 口口口口

誤砲

加茂 彦 橋 彦 左 衛 門  
 後 池 山 村 吉 左 衛 門  
 後 池 山 瀬 源 右 衛 門  
 後 池 山 瀬 源 右 衛 門  
 後 池 山 瀬 源 右 衛 門  
 後 池 山 瀬 源 右 衛 門

大 西 主 殿 組  
 大 西 組  
 山 田 権 左 衛 門  
 大 西 組  
 山 田 権 左 衛 門  
 大 西 組  
 山 田 権 左 衛 門  
 大 西 組  
 山 田 権 左 衛 門

乾 甲 斐 組  
 差 引 左 衛 門

堀 庭 一 等 組  
 佐 分 利 六 郎 左 衛 門

○ 涉 徒 目 有 松 原 傳 右 衛 門 小 長 谷 十 助 涉 忍 安 場  
 全 右 衛 門 吉 忠 左 衛 門 新 作 左 衛 門 上 下 九 百 人 余  
 同 十 日 末 の 下 刺 伯 州 采 子 一 等 著 一 折 吉 順 風 子  
 竹 重 子 右 衛 門 著 家 の 所 々 近 處 原 左 衛 門 著 之 の 陣  
 一 寄 中 著 一 艘 小 海 中 の 船 又 一 寄 中 著 掛 子  
 右 衛 門

同 十 日 山 名 主 殿 殿 の 涉 家 中 右 衛 門 著 取 一 使 者 来  
 三  
 使 者 来 田 武 左 衛 門 上 著 和 俊 八 三 上 槍 右 衛 門 夫 斤  
 田 能 右 衛 門 其 介 の 意 名 代 一 寄 中 著 一 使 者 来 右 衛 門 著 越 山

口上

近邊源右之傳其外之者とも在所、瓦越し池  
田七郎右衛門浅田口右衛門を討ち并び子女  
正子正を腹を中し、舟早速追掛り中と存し  
急や角と仕る内子中、其成り元ハ事延中  
々然る浜岩井郡湯村に滞り仕居り中、取  
得ハ教討仕る者どもハ、源家中流を頼り多取  
一、源引云と取らたにえハ、源城下一、源中上  
いとも、源引云に成り安と存立所、其留り  
中、其後取里い得ハ、右の者ども、源かく留り

源城いよてハ、其之小山田苗字の者少く、源  
い右其後源穿鑿取中子付たに得ハ、あ方、心  
心掛り款涉、四十郎之傳ハ、堅固に居り、然る  
上ハ、源右之傳、砂念より有、内座い、男、出、合、是  
中、い、い、詞、果、さ、あ、可、中、有、源、後、一、此、下、い、松、子  
源、頼、私、を、差、越、し、中、い、是、よ、て、清、玉、さ、り、い、得、ハ  
源、右、之、傳、其、外、の、者、ども、古、源、南、地、を、ハ、昨、新、其  
立、中、い、由、実、子、口、上、の、語、中、上、い、て、も、其、詮、後、子  
源、座、い、得、其、惣、名、代、と、し、て、一、通、り、口、上、の、語、を  
不、中、上、い、て、ハ、難、心、得、源、座、い、男、如、是、内、座、い

勝家志中返答

此領中の執番細敷知中は彼の者ども手負の  
後如何柄の候り難知い子付遠吟味い不  
義伊守子の小山田苗字の者在之依之苗分是  
取まは得せ小山田苗字の者を別案款討の由  
又付昨朝当地を出し領分を通し中の清隣玉  
の候子此座いる彼の者せ未ぶ在りつと清  
相控のふも可者之に得せ者之通し取まは得  
此取上控方夫及片田他者案門及一も可  
取付違ひ以上

○今日三日暮合より翌四日未日迄乾甲斐定一  
和田式部与惣次郎門下那代清用人清目付清中  
役とより合右款討の者ども清南地子清園い至  
堀田筑前守及松平和泉守及一此面け可任也や  
すいハ款討の者を清南地子居不中根子清席一  
此成可然やすいハ彼の者系り座と中折返還了  
此巻下然やと各取談仕し月今日五日昼時分但  
州一此巻に城廻他者案門吉岡又助ハ注進中越  
しハ右款討の者ども湯村一居中由村息一由  
受一村息の侍ども以上八人雜兵五十人計して



討手子系りの由中誠一依之者のお話ハ先延引  
にお成村岡の侍共涉當地へ系り者顔討の者共  
村岡、涉後、一、中、根子と申、若、利不  
等仕る候も可省之何進ありて上ハ村岡の  
侍ども乃屋之ハ雅但候と涉敵中をまどら  
越左兵衛門涉郡代涉目付涉改道何進ハ  
お談お漸此上ハ但お今ハ討手ども涉城下ハ引  
請ひてハ如何ハ涉座ひる相恩の侍中ハ隊者首  
之親類の丈久保と越左兵衛門松尾越左兵衛門加茂  
ふ左兵衛門越左兵衛門右兵衛門を先途中迄進ハ

一、村岡より系りハ忠如何断も可省之但ハ討手  
ども多ハい哉根子承り備け之哉根子ハ系りハ  
他出ハ可省之と右兵衛門の者ども之ハ終身共ハ  
さ進ハ子岩井ハ進ハ江進者之但お今ハ討手ハ  
者ども湯村まで去日の朝お時分ハ系者仕り  
いハ自分同所涉葉巻等ハ平兵衛と申者右侍ども  
の内子進打の者一、人ハ有之ハ子自分ハ出合ハ  
関ハハ顔討の者どもハ多取子系りハ所ハ  
ハ居不ハ多取も其終立退ハ風吹承りハハ  
いえハ折角多取ハ出出るとも涉詮ハ無之候子



並多言、注進中越、其言湯治、其在山麓川  
軍中、武家、其言湯、才武家、久、其言湯、湯村  
近辺、子在、仕、依、久、間、甚、在、湯、門、の、弟、依、久、間、侍、在  
湯、門、の、浦、住、居、中、岡、宇、右、湯、門、の、畔、岡、吉、右、湯、門  
陣、弓、想、を、湯、中、陣、文、在、湯、門、出、者、と、も、出、合、相、談、仕  
在、極、より、注、進、中、い、子、付、宣、め、て、多、言、の、湯、治、も  
可、有、之、夫、這、ハ、忠、為、多、て、中、と、何、進、も、後、杯、仕、在、在  
の、其、内、も、善、本、甚、在、湯、門、保、坂、市、市、在、湯、門、寺、尾、文  
在、湯、門、振、進、を、中、中、右、の、注、進、中、其、り、い、又、付  
三、日、湯、又、及、び、甲、斐、定、一、武、家、と、進、在、湯、門、十、右、夫

次郎、在、湯、門、十、兵、衛、其、外、湯、目、付、五、人、湯、治、及、び、も  
高、合、を、談、者、之、い、右、款、討、の、者、と、も、少、し、の、者、と  
て、も、岩、井、郡、の、湯、村、ハ、湯、治、想、を、て、但、言、よ、ハ、程、近  
く、い、ハ、如何、其、い、其、上、小、山、田、の、苗、字、も、有、之、故  
討、と、ハ、中、松、子、も、後、と、誰、知、い、る、身、も、在、て、不、審  
よ、ハ、間、定、湯、治、地、ハ、湯、治、想、討、の、松、子、も、湯、治、尋  
探、成、て、然、と、何、進、も、相、談、交、し、よ、其、成、岩、井、郡、の  
湯、治、想、行、南、條、赤、湯、門、依、摺、助、右、夫、湯、代、官、吉、村、六  
右、湯、門、ハ、湯、治、地、の、者、三、十、人、討、り、其、湯、村、ハ、其  
湯、治、想、之、身、を、い、者、と、も、少、し、ハ、湯、治、想、道、よ、て、同、也



涉家志中へ云々越いハ相談お免い而も人  
出たる後子い一どもか様の手を格別の後子  
ある存寄を中々主計後末初屋住子てい場ども  
志摩涉仕主を仕い上ハ存寄を中上い是も涉為  
と存存い後子い存い右認討の者ども車子何方  
一も新巻以後ハ如何子存下ハ右の者どもハ先  
涉園い云々成古主坊田籠希希度松涼和泉等度  
一此届けられ成其上よて此先方一涉後一成  
然と存一い若うい請え中留致し中い一其上  
よて何方一も涉後一成と然とすい一ども涉

家志中其後兼引云々之う様の手涉為と云々存涉地  
子後主り極くと但馬主計中々所一極ハあつ一  
い得ども此度認討の者ども口上書の通う本入  
源右を傍ハ公義の涉帳子付足り款を討中事  
子い一ども夫を傍後ハ言前子山名度古主の刻  
明寄を討て立退すハ此度山名度の家中一踏込  
働子いり山名度も嘆立後たる極くハ在い一バ  
涉隣家の事所小者の後子い一ハ涉甫家ハ如  
何子もおと那く涉捌き成いハ世上一も  
涉元とあつて中此度涉家の涉捌をいう

どし世上より悪説りいてハ山名辰念子に存  
款討の者ども 涉園、涉園に成りてハ 涉南  
家、正對不足も初耳可申源右之傳ハ存念も在  
のみ所産有る故も持ども夫を傳後ハ意款討同  
事の候より男爰許涉通一に成何方一も遣已し  
あ中たも無之かりい主殿及より涉源一に下り  
松子と違て申所重いてハ涉匠言も六つあし涉  
家志中始涉役人中相談の上加路を配りて采子  
迄番ハ一申管よりえども但馬主計在程子存下  
り之に程り明日ふも法家中徳物取涉家志中

宛、呼集めお談の上急角多分は任せ可申と通  
答有之り其後申、但馬主計ハ涉家志中一申越  
しハ配りて申退りせに候も何より男侍を  
法付に成大坂迄申送り成可然と違て申ハ依  
之りハ涉家中徳物取を寄合組すて不辨涉家志  
中の宛、呼集め程り、お談有て殆ど存一寄り  
承り此上ハ急角涉為のよき松子お考へて然多  
分子の任せ可有と涉家志中此ハ傳り右款討  
ふ人の者その存念も涉南地子涉園に成てハ始  
終切明不申候より得ハ何卒大坂より松平和泉

守屋の屋敷と云々然るに但し一和象守屋の腹分  
肥前唐津迄系り交由再三お願申し依て和象守  
屋大坂の屋敷迄送り置きいづ侍其可是恒を  
大幣有記老の事故か不ど大寺成候を江戸表へ  
不存伺ひてハ侍家老中他也も難有たも一巻ハ  
一相談子お寃もて山名屋の侍其の心底ハ  
察しいと村島よての首尾を云綴申候と存じ  
いハ此方ハ大人救村島ハ小幣顔討の者ども  
子氣老ハ多之いとも若しや必死を寃め此方  
送りの内一おしよても自ら拾致しにてハ天下

の聞えも大寺の候と存しハ夫在侍留りよハ侍  
家老ども他也ハ難致江戸へ幸自侍中知と在  
之い之ハ杯事六りしく侍留りの候侍家老ども  
言他也と計里有之り得ハ如何振の首尾遠し  
ても侍家老の無調法子其成ハ此段中一侍為と  
存じいと分此一許急角侍耳子不違内子皆明  
つ然し男侍家中迄物頭さへも殆く相談仕り此  
旨の候よハ侍何也とも侍為子其成及利申上ハ  
根子と侍家老中中少の依之諸物頭ども殆く仲  
々男く子書合ふて評候致しハ之ども侍家老中





里孫子まどおき夫と詔ましく肥前の玉唐津一序  
送るおきい子相極まりいこ

○慶長年中よて龜井武州公氣多敷唐津子序在  
城之其向ハ外国へ詔を詔して移るの珍物各器  
を云々のして紫檀玉檀榎檳榔子沉香白檀等  
其外珍らしき唐津とも城を寄らせして小唐津を  
建ゆふ其後武州公の預知を改稱せしむ石見の  
玉津和勝子移りのい唐津一序 新太郎光政  
公の序預知と成長臣日置彦前此所を預けける  
が或時風呂をうりお火くる者の小唐津焼出

たり其唐津はわ云よ及む次多取の方まど蒸り  
て香風の吹来るとし傳ふるこ其外驍馬野牛杯  
玉寄りて湖山池の香清子散ち玉寄りて備前を  
經る 唐南家掾の序預知子成て後寛永年中は  
たの香島子居りけり

寛永九年八月大明漳州の商賣詔を草郡の沖  
子漂泊一浦との山をえつけし漕寄るるを詔破  
損して破へ難き由摺詔をりて告るまきり依て  
何事か如何の事よて真若を依やと通辭の者へ  
序尋子有し所例年漳州よる長崎へ往來の通詔

なせども討らむも強風も逸ふては去へ事若く  
逐ふ一城伸る依て迎ひの船を走ハす是荷物を  
先上げ加路の漆へ引入同所へ引取る事也  
事ある唐人は捨そ人此方を江戸表へ奏上せ成  
けせハ船を碇ひ送り返一船一との事也  
依りて返唐人ども之を信渡かえハ悦事限り  
一海上をそトめ事家老中及び事家中ハ唐  
物ども思ひく買求めけせハ唐人も賣買子利  
を得其上命を助う船止渡理を加え一め多  
饒米難用と強ひく事清へ送り取されけ是時

或人扇子をかして何ぞ書吳と所をけせハ

西風吹客衣 卿梓幾時帰

謨：江村暮 青天鷗鷺飛

と堂中記」ける七官季反福謝三官とくろる  
人其中の長官たりとくろる

因府録卷之第貳拾九

渡邊數馬於伊賀上野敵討、若荒木又右衛門

保和助右刃始末

○備前國 松平新太郎極子渡邊數馬等の源方  
之堂有少一詞不存在此

○渡邊源方丈と河合又右郎と喧嘩の次、河合八重  
永七年七月廿一日の當時分、宰相極小町中へ

躍江行付、涉城の大倉より躍方より渡邊數馬  
八重の津田豊後が詞へ系り、留置小して河合八重  
河合又右郎ハ見出さ系り、其後ハ源方丈相成し

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

所中は坊を入魂故吸入幽し中は何事と申暮り  
いともあはれに又あ郎ハ口人よして源吉夫と切  
其意不みあ郎ハ服指の難と難しゆえども是事  
よ退きやん坊為海道ハ見物の者群集となり  
か中より軽馬もあ小岩依依と中岩意甚  
甚是と相好む所中よりととと海原の騒ぎを聞服  
指と取指は足中りつハ表の方踏原の内を白帷  
子着し強者二人抜刀よて入中し云急をりけり  
前小圃ト長屋より統携自走山戈を流し中若折  
若居居と仰多流高声を聞付出居りハ戈を流し

又自二人の若も也門を歩つをり出中前を戈を  
流依多指二人ふて又あ郎り若意一人打苗中ハ  
一後ト走山ハ輕馬が若子のあ士ありとりハ海  
合が家来を切止あるは依り新知百石を流し  
とりハ何れも是一人ハ抜刀と指遊中ハ夫とも  
源吉夫と又あ郎が切殺し中ハ不知討苗中ハ  
若意も又あ郎が若意とハ不知しと踏原の内へ  
入て書院の在を見中りつハ源吉夫も敵討ケ不  
厚ハ斥息よして所中夫も相手ハ又あ郎と知色  
中ハ相堂後所へ中をりハハ半邊學後輕馬  
五人又あ郎が親河居中在門が在敵し中在依

門下遊て甲と申らんども門を因内へ入る中  
而して沙家先荒尾志禮加着る膳五人の付好馬  
豊後の人へ中はと申る門返ハ我等五人情  
事申し先宿屋へ帰る中折々申はる五人ハ宿  
而して引取申はる申はる同をて落控へて申は  
本門と申る申はる申はる申はる申はる申はる  
唯き申はる

○早速の情のさ申す細ハ彼の中は門返古  
しく申る對馬申る及下申る  
沙家云振はる若くして申はる

○對馬及くして喧嘩仕り相手を討て 宰相極之  
走り逃るを申す申はる申はる申はる申はる申はる  
り級申る申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
と申す申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
の申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
郎ハ沙家中山野辺右門市下隠し申はる申はる申はる又  
あ郎ハ江戸へ申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
と申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
十餘年と申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
納云申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる  
申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる申はる



正 依違りて以事始明中とい宅 城仕多由  
少若中とい 仰上

○ 三大納言縁をとりぬ其外諸大名御移移成  
又お郎親事及新門 宰相縁く進下其上より右  
三人の者とも寺入可仕のより一は仰々元とも  
宰相縁少兼門なく中在御門ハ池田佐中事及え  
少親けは成

○ 宰相縁上右の公事なりしむ小胞應を仕成ひは  
成程なく少遊去は成

○ 佐中事及も程なく少死去は成ゆよ付松平石

見守柳同右を右史指少五人とく尾張極紀別  
極少産縁の少五人極くは仰上より付て中在御  
門城ハ阿波多秋ハ少親事は成りて阿波の國之  
は是の刻程馬島後の五人揃ひなく退りせ中と  
て世上の風守悪友及えとも其ハ 宰相縁より  
少内之少能はより付し揃ひありし

○ 寛永九年七月佐中事因被少西給の時名程多豊  
後を立退き中より佐中事の心の思得よは是の其  
後み平野が少信被仰けお及も多えとも知れ不  
中より荒木又在御門ハ程多が婦舞よてお和の

必松平少将と稱へ在坐す其上之少将が伯父  
河合甚左衛門と申者侍等も是も少将多振く  
在坐しえども暇を費し因國の宗良も座中不付  
いふく又少将が振ふも知悉の中とあり又右衛  
門が方へ来りし時よ又右衛門中はハ忠厚一人  
よしてハ心元なく存す我等も是次中との  
由あり明年の三月まで又右衛門方へ親書を  
留置因之月廿四日と親馬と因左衛門大和の國  
を立退き又右衛門の必上殿のやまふと申下  
妻もともとは付同年四月廿六日友人ともよは

産へ在職し市とを尋ね承へとも又少将も遊し  
申す者伯父の甚左衛門より振ふ申す却て甚  
左衛門ハ惣口申す由

○同七月廿二日迄江戸より在坐し河合甚左衛門  
ハ少将上方へ上りて座中由取自然又少将  
も同左衛門座中やし甚左衛門ハ政を慕ひ友人  
も少将上方へ上りて申すと候同七月廿三日よ  
在坐しつども我等の國初給の坂中より甚左衛  
門より遊し承へしありぬ候よして行遊し甚左  
衛門を慕ひし江戸へ在坐し同八月廿三日



孫中又五郎と名づる者も亦色に不中致同存  
市之日よりして江戸と立て大和つ孫誠一孫子と  
関名をまう右の山田えゆり孫中

○翌十一年より江戸路の由あり  
孫中を心と  
孫中を孫誠一方くと孫中求め孫えとも孫中  
孫中故まゝ山田えゆり孫中其後孫のふお郎ハ  
有馬へ入湯のより孫中故まゝ孫の地を孫誠一相  
孫中えゆり孫のふお郎と相孫中故南郡ま孫  
父の甚た御門の妻子に孫中由孫中まうり  
孫中南郡まゆり孫中十月節日ま孫中孫中まうり

孫中又五郎と名づる者も亦色に不中致同存  
市之日よりして江戸と立て大和つ孫誠一孫子と  
関名をまう右の山田えゆり孫中  
○翌十一年より江戸路の由あり  
孫中を心と  
孫中を孫誠一方くと孫中求め孫えとも孫中  
孫中故まゝ山田えゆり孫中其後孫のふお郎ハ  
有馬へ入湯のより孫中故まゝ孫の地を孫誠一相  
孫中えゆり孫のふお郎と相孫中故南郡ま孫  
父の甚た御門の妻子に孫中由孫中まうり  
孫中南郡まゆり孫中十月節日ま孫中孫中まうり  
孫中又五郎と名づる者も亦色に不中致同存  
市之日よりして江戸と立て大和つ孫誠一孫子と  
関名をまう右の山田えゆり孫中  
○翌十一年より江戸路の由あり  
孫中を心と  
孫中を孫誠一方くと孫中求め孫えとも孫中  
孫中故まゝ山田えゆり孫中其後孫のふお郎ハ  
有馬へ入湯のより孫中故まゝ孫の地を孫誠一相  
孫中えゆり孫のふお郎と相孫中故南郡ま孫  
父の甚た御門の妻子に孫中由孫中まうり  
孫中南郡まゆり孫中十月節日ま孫中孫中まうり

朝早く時頃小宿を立ちぬ

○先馬の甚左衛門中ハ又五郎政の申多博右馬  
上ふてめ勤佐ハ鏝三本鏝炮一挺申らう一張少て  
上中砂牛人討まゝ見入中其間と七八町程と  
隔て見入隠進まはけ糸を以て左を仔細の國時系  
と申ふと左ハ時頃小宿をとりし酒を申ふ甚良  
より時務系と申ふまゝ道法七里者ゝ以敵と申  
ハ宿中小宿を立ちぬ以て方四人の者ハ敵も見知  
ま宿中申所中を通り申ふハ一と一と一と一と町家  
の裏の道もぬき跡を踏破り三町計り通り五宿

と傍り所中ハ元バ彼の宿ハ時務系の間を方一何  
とも知悉ぬ人四人泊り本間用心の校由申せハ  
しりえバまゝ彼の同屋々又お郎甚左衛門の方  
え觸中ハハ若し寛く杯を申す何れとも知悉ぬ  
者四人此宿へ泊り所中申せりまゝ以て方四人の  
者心もを氣遣ひ致しり代宿の者六人語りく不  
寤敷を致しり故方少も自然我多しやと悟る  
下中うと存し松原小宿を立ち山を越り跡をぬ  
け見入隠進まはけ延修賢の國上時頃小宿所  
と申ふと一と一と一と一と宿を立ち酒杯を告げ人申ふハ一

乞と致し中二筋ありし所より右方へ向うはる中  
は

○先馬より八町人一人是ハ又又郎が妹解のより  
法玉りまは次の馬振舟中兵衛是も又又郎が妹  
解のより中河合又又郎は小河合甚た氣門是  
之又又郎が伯父なり

○七日の朝ハ前日六日の馬の次身と返ハ町人  
と橋原の宿より七名同夜御し

○又又郎ハ数馬法を甚た氣門ハ又右門又左  
中河合ハ岡中或右門岩井孫右門又中河

此中多御と十文字橋の連人より人々も  
處を急よ仕多中取名まを中河合若堂二人御  
中の一人も自願ひ今一人を中河合之持一人  
是ハ橋を夜宿を御さ中河合も立前討槍中  
以系腰五人是ハ中河合と夜宿と十海ぼうり討  
出中河合其内中河合矢三筋なり

○右の通り歩いふ切槍び中の甚た氣門ハ歩い  
馬よりお是中河合又右門只一刀少切槍  
一二の右刀より討留中河合馬より取行  
よ中河合討り刀振中河合

○又五郎八馬よりお里合位分働中しえと小孫  
より討留中し

○半左衛門八馬よりおりし中内上園奉成右衛門  
一右刀あり切落し中し元とも沙白取成右衛門  
孫右衛門と目名ありのゆく働中内上半左衛門  
か若意と持持二人透多きく切落し中し半左衛門又  
右衛門半左衛門小海り右衛門半左衛門を討留し中  
り其節又右衛門より刀と折中し  
付刀ハ修業中  
来金道なりと  
三三時討り討留し内上若意と園奉成右衛門  
乞謝し中人海邊松馬組歎あり其外の内上右衛門

四人の者どもハ赤左衛門方より討留中し

○味方より負

○鞍馬より社沙白拾えし所

○又右衛門より社沙白拾えし所

○成右衛門深子三ヶ所  
産後赤多助所と引取  
即夕夜中ハ少死也

○孫右衛門沙深子も拾えし所

○産後赤多助其夜伊勢へ赤左衛門の脱去學成へ  
中上ハえバ別赤左衛門ハ沙深子ハ成りて四十日  
討り赤左衛門方より強立其後産後赤多助及ハ沙深子  
成り出入三年或部及の事ハ在り或部及死也

の後後<sup>堂</sup>出雲屋へ沙銀多し成出入三年所より

○敵打の者よ又その時姉等庭多屋ハ町奉行如網  
越左衛門へ沙銀付成候て其後後堂言及より  
取付出入五年目の七月十日沙拂ひより成候  
○鞍馬又右衛門候と寛永十六年六月廿二日  
公儀より大学及へは其後沙銀本銀板平六と  
中人是ハ鞍馬銀類より成候後其平六ハ大学  
屋より成候と 勝五郎銀沙貫成候と

○同年八月七日より伊賀より沙銀一と成候送申の  
次第

○後堂言及着持首より徒鞍馬沙出人自分鞍馬五人

○後堂出雲組申計より甲中人お小母衣の元

○鞍板九と成

○鉄炮以三人鉄炮九と成

○右以五人より四と成

○田中源兵衛

○鞍馬系物

○又右衛門系物お小母系物助了

○右の通了より 勝五郎掘伏見の沙銀後より

沙送り成候と



三十七歳武名門四十三歳孫武名門三十八歳  
○松平勝五郎孫の沙家老中へたの通了

先年渡邊野馬才源を史と河名又五郎人様を  
從一審討の極一切殺し中二旨 宰相孫又五  
郎を沙家より思召又五郎を判し不中より  
親守右衛門を沙家敷て兵衛とて候し  
定方成沙出入よ及び取子 沙遠言ふも  
仰置をらきし由新考しおひても誠以難者次  
才よ存存の徳より古假令是身の敵し  
庭に迎へて是非討中きで不討候よ

手楯を巡らし市々相尋中候天通不討  
今度不為し巡り遊布を巡り中事又五郎  
宰相孫の沙家と為し新考候々天通の討中  
と存候ん 揚子那孫沙家切雅雅不不成沙能  
も 沙家剛はりり 沙満足よ 思召候と  
存候と候り思召 仰上可事候

渡邊救馬  
荒木又右衛門

沙家老中

○又五郎八槍を御座候し後ハハ刀ありて潔能

御記よりとも其場よりひく討取申

○河名甚長河の是も其場より討留申此方ハ  
又あ郎が御父なり

○横井半左衛門是ハ又あ郎が妹婿之刀あり其後  
討合申其場を一町半計り退き申夕の夜半  
汁をふれ去りし

○三助ハ半左衛門の継子是も其場をとり退き  
即夕死し申槍少く御事申

○濱口清左衛門討合申其場をとり退き  
右の是ふまを厚い申

○森茂是ハ又あ郎が槍持後りと申切申

○市茂是ハ半左衛門の家来指名を討と申是ハ  
甲斐く交御事申

○勘七是ハ半左衛門の家来を討と申申其後  
ふ筋討申其申中り矢之筋

○与作是ハ甚長河の槍持

○惣務是ハ同人家来

○九左衛門討合申大坂の町人又あ郎其後を  
と申申以上拾一人

○一書ニ曰右邊に又輝興公播別ノ赤穂ヨリ来



リテ 忠雄公ヲ聞訊ス 忠雄公満悦ノ余リ別  
業花園ニ於テ 誼躍誼ヲ催サレ家中ノ諸士商家ト  
モ皆見物スト云々

今此一舟ハ荒木ガ家藩ナリ云々

○ 田井十右衛門村山越中ト討果ト事

○ 夫人ヲ利直利直ハリノト天是ト誓ヒ一人ヲ殺ス  
リノト笑ヒト云々 甲辰戌ウ於家ト 殿中監大  
君印 忠雄忠雄 の伊家人村山越中ト元来早賦の安云々  
里切云々 志の也 檜洲ト云々 刺之 数々の戦功有リ

故家福千石格式番頭ヲ控メたり去々も本情の  
安共ト志直志直ヲ陽氣山ト云々 別云々 常ト云々 大日者  
云々 人を目の下ト見テ一踏メたる雷ト云々  
若ニ或時於佐別責馬此場ト云々 編を仕出シ相  
手ヲ斬テ立退カ別云々 少松中納言利常ト云々  
はえたり 後加別ト云々 浪人ト云々 血氣の者ト云々  
ト云々 其四友田井十右衛門と神の病云々 云々 云々  
云々 田井ガ為小討云々 惜哉 於是云々 加々云々 其  
云々 里集の云々 記云々 云々

○ 十右衛門飯村山越中ト兼テ宿云々 云々 云々





十方丈と初好く 河内をとも承を在立りし者  
自分の意致を初好けく如是源を在立りし者  
同善信の方中傳つる豊中七日の未明より十方丈  
父子主従四人岡山と出立し重風烈發りて存の  
外道より方中漸く南のり刻計りし松山の河  
城よりと到着仕しと申候事よ及び申す付甚夜ハ  
主従町屋より止宿仕先外曉若た糸門と十方丈が  
右邊の如き在糸門七と申す今夜の一夜を具  
よ申すは在糸門へ返若し何分進付電城と然  
者中城より依りて申す夜中たがう十方丈電城仕

以長常云子進十方丈より河内を成はる候事  
先刻善信糸門と申す中は一候具より申すむ  
よの物史 宰相極小も申す少く申す事も有  
之は汝集りしと申すやと申す候事十方丈河内  
山表よりハ左程の河内河内通ふ事承知候由  
と申す上は依り長常云まゝ申す候事ハ汝が集  
り候事今夜同申す岩より河内致し候事申す候  
夜相頼候事ハ故事ハ汝が年次候事と申す  
る故事ハ明岩の河内と申す候事申す候事  
河内岩より到着候事と申す 明岩ハ我々が候事

朝等の湯と懼を答ふ付筆馬跡此方早と返一可  
中越中町岩より到着の所を心易く討屋一と云  
此十右史亦く請ふ願奉仕吾方赤門と沙礼と中  
上其後因山の事なども沙身手は成志もよく沙  
前もて沙咄一と中上沙服は成志も故十右史ハ  
旅宿も在り即夕旅宿を打立町岩より新越一  
以て漸く其夜の明方より町岩より到着仕翌廿八日  
十右史女子主従ハ旅宿と出く成草堂より立寄僕  
より中付汝ハ松山海及ふ如向ひ越中と云は子連  
お知らるべしとて此川一並十右史女子赤赤門

七八あふ酒肆より入く由いよ酒酌りし一宿期の  
酒宴を仕い夫も酒肆と立出彼方此方と細細仕  
以内は既より日も西山より傾くと僕も告を今や延  
しと申すに在る時よ僕等も来りて此所村山是  
へ来りてと告知りきいよ付十右史故く赤赤門  
七と申す年既の宿をありて討果一中さん  
と是と来りしと申すに一越中ハ急物の因  
よ有るつと若堂といふ是ハ病人として定めく  
此見遠いよと有るしと申す替けは十右史取  
てたふ云と村山行したるつと聞えく走り

きて多物保の政と棒を當る巻を揚ぐ携りえと  
たちゆら目眩く側近中執中も刀を斬り出ん  
と致しりえと小庭花多物と地を投げけり依り  
戸開きありたりの方を尋ね出ると河を十右史  
もよく討め申はし時九郎次郎吉田七の五  
人ハ四方より目と敵居申はえども越中り取来  
言甲斐なく皆く四方より白敷仕に其中より越中が  
舊年古仕ひと槍お一人おと返り槍の鞘をとら  
し十右史と目が少主人の敵逃さすと一散り突  
来るが九郎次郎飛りてとて取ら押え腕を討ん

と致しりえと致しり引籠り僕も中ゆと河が長今の  
振舞ひ全くと痛の作法より時を天降武士の忠義  
感心とく時つとと今汝一腕より十右史より向し  
ゆり自致もよとて討りしとや汝が忠義の忠  
きりけよと刺殺深衣の端小指く永く主人の黄  
泉の園を照し孫二世の忠義とも立後不存と  
之やと中寄をけきと彼の僕始終清直仕はる何  
も返着と不致死出に故十右史吉田七五人と  
巻と揃へく僕も中寄ゆと今九郎次郎が中寄に  
汝が能くお糸まへりえ是偏り汝が前代末園の

忠志を感心の余り此上の忠義を立をたさ心  
腹なり深死を思ひ止るは危しと振くも中らえ  
ハ僕姑者くおし取をよく中らえ奥河洞の面  
く取り骨髄を徹し難きを毎に以上ハ急角中上  
ゆと思色多く此中にも付河洞も陸ひも多づ  
と振くおしとを押切中ら時よ若河門七又僕小  
中らと其方も兼てあざらぬ通う其槍八十方  
夫大空ふ依く難後此所望中らえども執中公は  
取引をくくひし今此首尾よ々ハハ兼ての望  
と山任也此方ハ苗置可中らと中ら僕取うい

概と也此討らひゆえと流く槍と取也ハ若河門  
七にお酒しと其時十支懐中も金子少く取出  
し汝が振舞返るくも神妙之是より主人の尸骸  
を能く相討らひゆえと取の中ら僕も海で頂戴  
仕り海をうく一礼中ら主人の死骸を肩も打  
る所方知くも在敵ハ急角取ハ内よとや成の  
刻むうりに相成ハ故父子主従の者どもハ成羽  
の宿と引拂い取不紛也大板さしと急角も其以  
成羽少く村山が討せしを程寄ししと思量の  
ゆゑに振ひし取しと其守に

取羽が、みしく死はのちもゆるる心

あゝとくけ世と去りにけれとや

初十日村よハ名来は是みし事故は是れを尋ねて行ふ  
中か或人白く執中ノ室部の時湯のなほあつてあがれ  
て甚く見若しく有る事は後ハ九郎次郎常々人言は  
て士たりのハ常々公坊の可有故と申す事と形り傳へ

期て十右又父子ハ因十三月朔日大征伐も到る仕  
任指ともお程め則伊庭大膳と書名仕候 大君

より伊内意々々々續料もははを執者言々々々  
既上寛永九年ノ相成ハ時因年四月三日江戸表

宰相極伊逝去は往より一十右又承り前  
後と忘し君恩と報しめさくとも 此刺髪仕り申

覺と改号仕是より深く用居仕候 夫ハ年月程年

くお立くとも寛永十年ノ家藏ハ時ノ因年九月

於江戸酒井雅樂殿及ハ因列の家臣荒尾但馬右

節と百々々江御座候 賜五郎家来旧井十右

丈と申者先年村山執中と申者と討取ハ由甚固

之者之より江御座候の上少く沙割法ハ江御座

賜五郎右の十右丈を早し取出ハ江御座候

と江御座候但馬兼り江御座候の御事畏ハ者沙後

一通り申上候者々雅樂殿及ハ謹々申上候と唯

今江御座候の執定め々甚愚の沙明味と申候其



子細ハ其存の儀今更中上ト下不中及以テ先  
抑上少々ハ其為 前將軍様沙汰世の時又  
胸外郎と前少くハ 家目少猶カ時代ト以テハ  
其上右の十支又改ト 宰相取去仕クハ判後仕  
存覚ト法号仕カ 坊七家早性昔の坊ト在成ト若  
や舊愚若トも以リたりリ 廣ク云下の依舊愚  
の者存覚一人少ト不可限ト事妙ハ如何分ト也  
存覚より年久發舊愚の者沙汰味お濟トて其後  
存覚を沙汰後云々トハ 早ク其出トて中ハ其  
此等其出トて云々トハ 以後難仕ハ其ハ

百た其ト云お思百トトト 沙噴急トテト音憚ル  
而々々中ハ時ト雅樂段及在仰以テ其方中ハ其  
一ト理不尚ト云其道利ト存トト然ル上ハ今一  
性遂評後其上少ト達 上同重子ト可中後百先  
今日ハ仕舞トテ音ト其後以テ付但馬返退出仕  
以

新ト日村山カ書ハ名ト花トヤク 源君ノ侍  
如少ト有ト般 名原トモ侍ト七夫の鑿ト教  
と人事ト再ト其飲以テ付酒井及より但馬を  
其存右ト云トト云々其出トて云々トハ 其出トて云々トハ

雅樂以後の古小歌々但馬由仕致し以不雅樂  
以後の江御後以先自中渡し執りよはく其  
方其刻中の終つて理不道多く全感心は是小  
歌々古の歌遂一達 各能ひ取合く以て舊意  
よ無終糸糸来沙吟味よ不及の音記 何物に  
此等 胸お即之可申寄与に但馬承り其畏  
以音沙更中上暫く有く雅歩以後く中上は  
減ふもはく先代と憚とも不顧中上は不沙客  
許は存中今日の江御後と致し天道と相付し  
物有仕居り其は古沙礼中上は雅歩以後は

今日の江 物出一段の沙首尾よ以と沙接物  
小沙禮の時々但馬退り仕と致しは所不雅  
樂以後は如何と彼の孝道故ハ 胸お即致し  
下と善代の家人の由承りし傳へられたる者  
ハ何れも早く均系致すと度者之と致し  
但馬諱く中上は沙迄の通りよ沙禮は然る  
事 勝お即致し兼てハ均系中付度存り在  
は均等ハ先達因彼勝任何角の候も付く其等  
と如斯く是無如何振りも掃帚中付物有特  
中禮と沙迄若中上但馬返退去仕は

斯く孝覚父子ハ雅樂歌及の沙由言子依く同十  
月帰参江任付因列ノ福ノ再ニビ 大君仲公ノ諱光  
ハ出仕致しハ素ハ忠覚利俊仕ハハ付将九郎次  
郎ハ家督江任付知千石山足輕隊將トシテ  
相違江任付雅者今以く永く 沙當家ハ孝仕致  
しハ之

和ノ曰十右丈又父子因列ハ海若仕ハハ度永十  
秀南年十月廿一日矣ノ十一月十日江戸表  
ハ飛柳ト以テ帰参の沙礼中上因十月十九日  
孝覚隠居仕ハハ新次郎家督江任付ハ孝覚親十

右丈ハ 勝入極沙代ナリノ沙家入リ同十  
右丈ハ嫡子藤丸ト尾別長久年ハ少知ハて戦死  
致しハハ付同家沙藩代ナリ相勤ハ侍庭丸  
衆後七郎左次男ト貴少ハ家督ト譲リ則是ハ孝  
覚

斯く孝覚候ハ隠居仕堅く戒身仕輝九郎次郎上  
家督江任付雅者 大君ハ給仕致しハハ知既ハ覺  
永ハ十余年ハ相候ハ家ハ村ハ越中ガ子進ハ成  
長仕以くハ孝覚父子を觀ハ中由願ハハ風俗仕ハ  
ハ付孝覚父子ハ家長岡村ハ方ハ名門ハハナリ



となり

野間公之助が家僕に殺害事

○先仲公の沙馬只の野間公之助と云若ハ縁三  
百石居居家ハ其戸谷東側 今連助指カ  
三朝日山多ク 天和二壬戌  
年七月十九日の黄昏の事成しりし産多樹以  
し〜源長と看し産家の振例も瑞祥しと云り  
と家来家し助と云く十八歳成小奴即服者少く  
一討し切殺し去つ子孫も無と云ハ衆成をも  
切殺し其時家長ハ獨身より是有争争の病氣よ

て長屋より引籠り居り居り然押入〜是をも切殺し  
門戸と云の錠を切り〜切宅より海へ石仕込の男  
女立懸さけ糸を油等よ意趣有りハ構りな  
必〜が初事なりハり〜居心ありバ共よ切屋  
として怙然と〜大膽不致なれば素より婦女下  
郎の事なれば遠背と云き扱もなく平外〜至  
珍傳り居り乳母と捕え主人の所持する金  
詰の有形と責問は是を棄て徒女婦に服を脱せ  
てあく〜と〜喰ひ大い成り扱り食と菜苞よ包こ  
角助といふ下郎を引具〜夜中終り〜通し引け

其内少者一人虎の口を遁き難き所が叔父  
名久七 吳ノ半丸 湯野に居け夫不流をよ行け  
るか折節久七苗ち少く方けふか妻め何なる心  
に少や其少者と初屋よ入く引りて後をかり  
久七が病を治し引後其故言を告たり久七  
大ひし驚き一族親類を集めると雖も此方  
なく先見圖の行方と 公圖よ進しけ進り即的  
よ歩士武人よ多程二十人を相流らせ沙必の界  
と進まをよと此間り親族とも方よふ分  
し尋め進もつ向よ行来不知まよ三日を經

て巨濃郡倉見村よ自害人有えり一 流進を別沙  
那ま行南多社右市門と始め其まの沙段人よ  
會とてとて空獲よ及びけるよ野間が事後五の  
室と助今一人ハ角助と名者之相まし時多が家  
米男女ともいに右捕金後携同方けふが跡の少  
者六助名い少關助の五人を小金浪を方永志け  
取りし白状よ及ひけりハ實し助が親類ハ事類  
不流刑獄をよと親ハ此列字相傳の生色少く有  
しか先年高徒仙危と殺し金を奪ひく苗め進  
ありく候事親が宿業名進今實不教ひり白と懺

悔して首を刎られけりて卯三人の少敷が親  
類の者となりし依り刑衆或は進取をせし  
方一人の海に助が從弟の女一人有る枝取町に住  
居りしか其頃伊勢小倉藩に類年の人別不渡  
て其思後の命助うりけり其腹に男子一人か  
生し其成長の後名を以て平多信と云く其元  
梁日産を渡せしと云ふ有る其多を物語り  
しと云ふ事

或は説ふ此間が親類所なる類教に宮内物と云  
けり此時細川の首筋が粟谷岩常の山林を操

しけはよ倉多村の七八丁計り奥の山に大岩  
立て上り妙大余形ら阪廻の如く上りりぐを  
ふしと云ふく上り編く此成よ二人の賊其上  
小隠を居ける成見ゆし其色てまかしりまん  
と云ふ事れりも宮内物今ハ適きあどく思ひけん  
首脚ふ向ひ我自害と云ふ一汝も覚悟せよと云  
けりハ首脚居いられきけりと未結者連も  
自ら居る事ハ成すドとて其危よ云く其  
刺殺し追手の多しと思ひあしと云ふ  
返を刀と喉ふ費き岩の上を去り振よ振て死

しつりけりて之を返しき形跡なりといふ  
今ふ其岩を空し物若と云智と一しは是は  
酒ハ若き者少く野間 市より三代目少く  
婦家よりけりあるの災ふ世の人云  
何ある事有賦之来全法と案と人とのみ水  
を其限最多術未ふ三十集より満を天質を  
よして人を悔り刻へ大酒を好むゆもを  
放逸之の振存ちうけしは儀事とも親し  
くをくは者多くぬく故伯父の久七是を折  
檻し酒を減しぬ誓書をささけりし誓書今

の久六の家と結と了是ともは思ふよある  
十四日の夜つ子孫之<sup>幸</sup>如咲飛浮よ躍見物よ  
しよ家息室と物と古果し何が奴ハ兼と躍  
と好める事成ハ主人と人ハ顔多己ハ庶人  
と其子躍躍しけり存る孫久ハ殆と退屈し  
伴をを返りけり道に如ハ夫といふ不知躍  
己ハ夜に更けし人帰んといふ主人と尋  
けり  
と疾ゆりぬと誰方なくととゆり  
我々漸々百窓と物と社家の後庭より出  
ハ兼と躍か好きなるハ躍し見をよといふ



僕身小覚えたる誤あまふ毒面一と踊る主人  
証責多事再三之僕固く群をさすも不許是水  
たうく立と躍りり侍格く時移れども不許り  
急う方小罵り鞭打控向きたるも思ひ多ん  
便溺と辱せと止事ると有り僕て云も然く解  
辱を面目よりしとく又も已むる詔局子入殿  
食を級く不出と有り傍若無人の呵嘯之在程  
憎ううんやと殺さん小い志うを僕が以路又  
報たる業といふん

萩田為兵衛河毛次郎多謝喧嘩の事

○右喧嘩ハ宝永六年之兩家とも池田日向組  
之甚濫觴ハ河毛勘介娘と大福為た由りハ不望  
去け給ふ候々粗肉控を控のけ首お組中ハ流石  
ト其名をくく新屋小但を控として同姓河毛次  
郎を侍とゆつゝ其事を沙汰志々向之次郎を侍  
ハりし勘介があやうと向を同姓織部嗣子なき  
も悔々如家河毛の養子と成々織部が政を執  
去たると勘介ハ柏木新屋侍が次男作由向を  
去たるとは然うハ八月十七日ハ少時次郎為侍ハ

萩田兵衛其の宛より日向に其事を述べしに於て如何成り細末を出来りん無き事か不慮に居たりし者此即ち其切に其身ハ湯殿小入自害去け侍之其遺恨を推量を所小以前萩田の方より河毛の娘を不慮に一時勅令同心をけりけり其事も兼る胸より秘むとき此度大務か不慮に成りたる事持懐止るを留まりしと聞えたり細末首を組込に注をければ即ち日向に萩田が宛より到りて其人の死體を見分りしに日向自筆尾古古史菅沼ハ多指録本佐治者世に其を史に其

類を同多に子細を知りし然りし後其情が刀ハ来不深しとて此即ち情ハ眼を振りて極より中より極く死に其日向湯殿が刀ハ如何と其身其時其の間ハ湯殿が刀を抽出けしとて或は萩田の若衆が納源と云者此即ち湯殿が座敷より通りけりとき茶煙多量と連しとて此の間より有刀と云原一其間得るとき源は主人の後より立源是より有ゆと云はむと云とかけ終ふ助方志を了と云其事河毛へも同へけり其勘介の親子作在門進取刀あり

新田小延身より門を閉く出入と不<sup>禁</sup>作在堀  
門案内志けし田中作左衛門石<sup>三</sup>而立出關鋒  
ハ後無情と次郎玄湯之双方死<sup>七</sup>及ハぬ色ハ  
勃<sup>起</sup>不知<sup>七</sup>云其時作左衛門門<sup>二</sup>入んと云け色  
ハ作左衛門其音を<sup>三</sup>なく日向<sup>二</sup>連<sup>一</sup>け色ハ日  
向是を許<sup>三</sup>なく作左衛門<sup>二</sup>面<sup>一</sup>接有河元<sup>三</sup>去<sup>二</sup>赴<sup>一</sup>  
意を同日向中<sup>二</sup>出<sup>一</sup>りりハ子細<sup>一</sup>向<sup>二</sup>不知<sup>一</sup>覺<sup>一</sup>  
の上進<sup>二</sup>可<sup>一</sup>申<sup>一</sup>固<sup>一</sup>者先<sup>二</sup>所<sup>一</sup>の<sup>二</sup>ゆ<sup>一</sup>る<sup>二</sup>色<sup>一</sup>との<sup>二</sup>後<sup>一</sup>なり  
ゆ<sup>二</sup>作左衛門<sup>一</sup>ハ友人の<sup>二</sup>死<sup>一</sup>體を<sup>二</sup>見<sup>一</sup>而<sup>二</sup>け<sup>一</sup>て<sup>二</sup>ゆ<sup>一</sup>る<sup>二</sup>相  
<sup>二</sup>其<sup>一</sup>夜<sup>二</sup>ハ<sup>一</sup>作左衛門<sup>一</sup>ハ毎日<sup>二</sup>組<sup>一</sup>隊の<sup>二</sup>宛<sup>一</sup>に<sup>二</sup>結<sup>一</sup>く<sup>二</sup>子<sup>一</sup>細<sup>二</sup>を

乃<sup>二</sup>ゆ<sup>一</sup>る<sup>二</sup>難<sup>一</sup>と也<sup>二</sup>勃<sup>一</sup>起<sup>二</sup>落<sup>一</sup>居<sup>二</sup>を<sup>一</sup>き<sup>二</sup>バ<sup>一</sup>鏡<sup>二</sup>日<sup>一</sup>と<sup>二</sup>道<sup>一</sup>  
り<sup>二</sup>け<sup>一</sup>か<sup>二</sup>と<sup>一</sup>其<sup>二</sup>内<sup>一</sup>若<sup>二</sup>意<sup>一</sup>深<sup>二</sup>深<sup>一</sup>ハ<sup>二</sup>右<sup>一</sup>捕<sup>二</sup>ま<sup>一</sup>く<sup>二</sup>入<sup>一</sup>陣<sup>二</sup>其<sup>一</sup>  
場<sup>二</sup>の<sup>一</sup>況<sup>二</sup>况<sup>一</sup>紀<sup>二</sup>的<sup>一</sup>有<sup>二</sup>と<sup>一</sup>難<sup>二</sup>と<sup>一</sup>難<sup>二</sup>者<sup>一</sup>せ<sup>二</sup>ん<sup>一</sup>ま<sup>二</sup>く<sup>一</sup>或<sup>二</sup>鏡<sup>一</sup>  
深<sup>二</sup>深<sup>一</sup>が<sup>二</sup>助<sup>一</sup>を<sup>二</sup>刀<sup>一</sup>志<sup>二</sup>た<sup>一</sup>る<sup>二</sup>事<sup>一</sup>路<sup>二</sup>長<sup>一</sup>と<sup>二</sup>く<sup>一</sup>沙<sup>二</sup>也<sup>一</sup>系<sup>二</sup>上<sup>一</sup>對<sup>二</sup>  
一<sup>一</sup>意<sup>二</sup>分<sup>一</sup>正<sup>二</sup>位<sup>一</sup>と<sup>二</sup>差<sup>一</sup>同<sup>二</sup>者<sup>一</sup>多<sup>二</sup>れ<sup>一</sup>バ<sup>二</sup>深<sup>一</sup>深<sup>二</sup>中<sup>一</sup>振<sup>二</sup>首<sup>一</sup>其<sup>二</sup>極<sup>一</sup>  
を<sup>二</sup>食<sup>一</sup>を<sup>二</sup>食<sup>一</sup>者<sup>二</sup>ハ<sup>一</sup>共<sup>二</sup>と<sup>一</sup>天<sup>二</sup>を<sup>一</sup>不<sup>二</sup>載<sup>一</sup>と<sup>二</sup>み<sup>一</sup>を<sup>二</sup>取<sup>一</sup>り<sup>二</sup>ハ<sup>一</sup>主人  
の<sup>二</sup>大<sup>一</sup>事<sup>二</sup>ハ<sup>一</sup>見<sup>二</sup>稽<sup>一</sup>疑<sup>二</sup>く<sup>一</sup>る<sup>二</sup>之<sup>一</sup>と<sup>二</sup>中<sup>一</sup>小<sup>二</sup>傳<sup>一</sup>く<sup>二</sup>沙<sup>一</sup>金<sup>二</sup>候<sup>一</sup>ハ<sup>二</sup>是  
ま<sup>二</sup>じ<sup>一</sup>あ<sup>二</sup>く<sup>一</sup>止<sup>二</sup>と<sup>一</sup>も<sup>二</sup>云<sup>一</sup>に<sup>二</sup>新<sup>一</sup>田<sup>二</sup>兵<sup>一</sup>右<sup>二</sup>丈<sup>一</sup>ハ<sup>二</sup>荒<sup>一</sup>尾<sup>二</sup>志<sup>一</sup>摩  
之<sup>二</sup>組<sup>一</sup>習<sup>二</sup>江<sup>一</sup>仰<sup>二</sup>付<sup>一</sup>候<sup>二</sup>小<sup>一</sup>倉<sup>二</sup>若<sup>一</sup>勝<sup>二</sup>子<sup>一</sup>と<sup>二</sup>成<sup>一</sup>と<sup>二</sup>其<sup>一</sup>後<sup>二</sup>不<sup>一</sup>自<sup>二</sup>小  
河<sup>一</sup>尾<sup>二</sup>次<sup>一</sup>郎<sup>二</sup>名<sup>一</sup>傳<sup>二</sup>が<sup>一</sup>政<sup>二</sup>武<sup>一</sup>ハ<sup>二</sup>將<sup>一</sup>右<sup>二</sup>郎<sup>一</sup>市<sup>二</sup>江<sup>一</sup>出<sup>二</sup>遠<sup>一</sup>江<sup>二</sup>信<sup>一</sup>

け既の漸く其自ら著く翌宝永七年の春組江池  
田日向の江戸沙留馬籠と云似付沙組ハ池田筑  
前元正親より作在事ハ筑前の宛へ去後け  
るとりえとも却て更子同えけりふ然も小六  
月廿七日加納源茂後沙遣放り其似付音同えけ  
此ハ河毛作左衛門ハ一過を徳の池田筑前の宛  
よ致して源茂と遣をけ在出けは甚妙也の云云

沙野中上の残書の覚

河毛次郎玄清路武を御遠古御布ハ江州付路  
こども難者仕居事あるを即希致成人我等親

次郎玄清依相組の萩田為吾清と申者江州付  
よ由兼し同及ハ如何程の候も付沙付り哉と  
相尋申中何前後の候前ハ申下ハ五男も返  
著の云兼し此所能仕居事あるハ以度源茂後沙  
遣放事御付り候ハ沙留も今日限りハ若右一  
礼の礼子存知り若ハ源茂よと云と事あるハ先  
も沙留の内申ハ細お尋申中候申入事ある  
よ付但別界を道ハ首尾お尋申中ハ出候  
甚許程希び小五郎申ハ此候お尋申在出ハ  
著ハ沙留ハ何れも明子御出候とお圖えハ付

無是罪涉新上系上申涉國堺より新越中へ  
時別名子涉新上故戸保以新書中上へ以上

河毛仙左衛門判

宝永七年辛寅六月廿一日

池田筑前及

○右の書紀組頭小判運河毛仙左衛門因四郎  
三郎が<sup>十右衛門</sup>母家の侍上下部番十人廿七日の  
晩源流り出陣と侍合せし地出りけし源流り是  
莊二人涉小人を人大少と蕪し包り涉小人が  
悉くは源流り親類の者ども十人討り是を見送

り流り河毛下で陸上をさして出小り河毛ハ  
前後と圍りけりか細川より源流り河毛ハ  
源流り入る魚倉をなす河毛ハ清和寺の前なる  
茶屋小休息し是も去度と志けし悉くは源流  
り親類ども素々欲する事を知りけし其親と陸  
加人と船小素人とを控めし御中ハ店屋と指  
て其実否と問ふし店屋中よりハ囚人と船小  
送り其例なりし中其源流り親類ども其事を  
しつと雖も其時改命是罪細川と出けり  
既小陸見村より若けしバ涉法のとも囚人を夜

よむき流し登園の後取と云く帰りにけりまより  
河毛の前後小回謀を付陸上坂をお越し但別よ  
越く是と待ちるに謀者来りて源流を以て今陸  
上坂を上り流し居れが替り鼻紙と水と印し  
一頓と包み三日を越し流しを以て流しを以て  
國場の石小腰を以て柳の葉の形よと告たり  
けしハ河毛と云ふ源流が例にゆく歩みお作方集り  
声と云ふ何よ源流去年八月十七日萩田の宅と  
おひく其方主人は吾集と向人し河毛流郎兵  
源を討果し其事其場の一許汝に能くはらん

其最者と同んため今是と来りし之時ふ今刀を  
抜儲たると何成り取を急外に抜なりとし  
けきバ源流石裡より腰を以て流しを以て  
おそ承る之其時の趣は是より流しを以て  
けた流刀を以て向より流しを以て流しを以て  
切付ると心持なりと流しを以て流しを以て  
みと貫ぬきけきバ源流痛まなり刀を以て  
槍の柄を打けるとき流しを以て流しを以て  
即此是を踏預し一問げりて流しを以て流しを  
七槍と云ふ流しを以て流しを以て流しを以て

の漁首と違ふより多く漁獲し弱胸の右の方より突  
込はより多く帯と摺んと引止め口部を即ち声と  
うけず於小別糸よりと多く木の根を志がんと  
奔道に上り漁獲を引あげ苗めさしけふに同礼  
し多く死をざれハ海に是を切んと刀を水垂しけ  
るとも此左河門より水多きハ見苦し子魚命を  
し制しけふに成時計をし多く息絶たりおまふ  
多取一子魚御をりゆり中紙けしハ河毛が一門  
秋のしと陸上をさし多く竹を多く之翌日ハ日の四  
つ時町沙目月友人甚か後人申陸上より取りて事

の此舟と取り死骸を路の見かし多くゆり声は  
河毛も路より取ゆり多く水に組込より此沙目放  
漁獲之去年結田が宅よりこの部迄お尋自て中の  
西漁獲より向い致しより付討苗めハ後中進しま  
ふ宅よりゆり自分取知中より多く之相より去年ハ  
月間争のとき結田が宅より所名より思親と惣名  
赤門と取入荒尾志摩が来用田ハ右河門と取入の  
友人ハ結田が逃散の者よりゆり多く甚付の部を  
ゆりゆり者しより結田何の音も聞かざりハ甚勝よ  
立居り者中よりゆり多く之より事最著の漁獲記

赤穂藩の川水の砂眼を以て用田も志摩より  
暇出さずして固之し其後萩田が所を八内丹後  
町小畑上の向例堀端の角屋を以て今も少人小  
所と成り用田ハ萩田が所を以て其後病  
人者少く萩田も少く所を以て其後病  
子つた通りと成り候

其方又子萩田を以て萩田の所を以て萩田と成  
致礼心と為る所を以て萩田の所を以て萩田  
所を以て萩田の所を以て萩田の所を以て萩田

六月

### 高橋西田喧嘩の事

○是ハ徳文六年の事なりしが高橋権左衛門と  
西田少左衛門と口論を以て萩田の所を以て萩田と成  
け候事ハ七月朔日或日ハ萩田の所を以て萩田と成  
高橋ハ先ハ萩田の所を以て萩田の所を以て萩田と成  
去けるが西田ハ萩田の所を以て萩田の所を以て萩田と成  
群衆の面影を以て萩田の所を以て萩田の所を以て萩田と成  
萩田ハ先ハ萩田の所を以て萩田の所を以て萩田と成  
尾能沙礼を以て萩田の所を以て萩田の所を以て萩田と成  
即時ハ西田ハ萩田の所を以て萩田の所を以て萩田と成



二日の早久高源の西田の方より少長門の西  
西の所の難を忘せやま後トと云ふ少長門の  
過言を控右衛門云々終りき尚も西田と切直に  
了控右衛門ハ其能と云ふ一町の家々小人と  
走らと事の時身と演説一組以池田古苑並  
よ少長門より注進去りる池田時を不極とを  
来りくすの難をとりし所早速達一少長門  
す而小長門ハ重く不届の族之控右衛門ハ尚  
控右衛門難成と 殿中と様了時節と際きハ  
道理と極やると極と増く 少思業のさ進りく

少長門の西成自少く先祖の池田大苑ハ少長  
門の西成自少く其日ハ控右衛門ハ其控右衛門  
まけ難と云ふ 喧嘩直成敷の少法如何人とも  
成難く終り少長門少ハ切腹は少長門別大苑  
を少長門ハ少長門控右衛門少ハ難有言少長門  
別同月四日ハ切腹志考りける候儀ハ池田少長  
門河内忠公侍是と取り切腹を見届け其上不  
て 言上志けりハ即日少長門とて大苑ハ少  
長門少長門ハ高源控右衛門少長門始末少長門  
思古神妙ハ少長門少長門少長門加えられ娘ハ少長門

板五有より一柳家言源忠朝流宇少く親育致し  
成忠の上中より板の事之西田少右衛門孝子海  
右系門板ハ毛氏不在板よりえとも若文まとも不  
面たるより因く取の少暇をとりけるに其後西田が  
屋敷ハ湯取中の奥の外の垣端を西より通れハ内  
田の方に奥板の小路有南側の角之今ハ湯取の  
喧嘩屋敷と云ハ其後より云福しれたる之

或説ハ西田より源の遺恨の根元ハ七月朔日  
登城の時因道せんと策約をとり少右衛門忠  
むけよと懐りく言源より向く云事少ハ流石より

家物の船頭ハ切着をれどもとわき船も淀上  
着運き亦ハ淀より去りしと標返りく言りりか  
ら之是ハ世説より横川と言源ハ元船頭故に  
大坂冬陣の時平家主殿が首を討つ言源より持  
せ神君ふも捧けまは横川より感状をとり  
り事少ハ倭く言源も武士と成たると事ん云  
里其言父不知といえとも今世の人其言を信  
りく是と卑ととバ若文諸侯といえども思ら  
くハ群臣の席不勝と難入もよく知らるる一  
天文の昔山寿勘分が先世と尋自らましと云

山本五右衛門中丞のたも有らぬ其よ八國  
常立の御末なりと云ふ一首の口氣は甲斐公  
威どむしと云ふ西田が荒言ハ小人の所  
といふ一言一語ゆく駒馬も不及と終りハ  
家を破り身を亡がし其跡を跡留しりれ

○又雪窓夜話と云書小西田少左衛門と云書  
ハ其名を傳ふる暎程の事ありき小齋懐と  
必も討果を程の事ありき有海づき小齋懐と  
其様み下 城の直に権左衛門が宅に仕掛け  
程の事ありき刀と揃く先刻の遺恨定めし

受く有人と切てそりけきハ是事と云ふ有友  
権左衛門ハ服を膝の側へ垂けるか心付た  
りと返答し服を袖に其源なく難きなり  
射り切れる刀を安富をのり走り込め権左  
衛門が身と走流る間ハ二刀切付し其様  
ハ二ヶ所の切込有ニ刀切付る内ハ打付る刀  
を引く候處たる故ハ少左衛門ハおしと云  
不貞則其様とて暖十文字を切て自殺しり  
時ハ権左衛門ハ見改められ権左衛門が死  
骸出偶人の如くし其様なり引射りたる服を

おしし西段多とに其形と走り込たる所  
 とおしし名前本思故の有形なり満と田ん込  
 たる居力の故なりんと時の人評判きしとり  
 や権者門ハ大坂山々名有し高段十と坊  
 か落男なり血筋程有し不逢ふしと白身と切  
 殺したるとも甚死執凡ふと罪を名する人香  
 と名いしと書記したる是甚く罪強也高段  
 か西田と切せり世人皆知きる是を証録者  
 と明白なり論より不友按を向ふ高段を  
 西田と西遠したる此の齟齬成べし



○同条す、依久岡が古記に日高段西田喧嘩の  
 事ハ寛文六年七月朔日也 佛の前晩に隣家  
 坂回道の約束中朔日高段係いし西田  
 ハ先きよみ出のり下は路し登 城の中と  
 及返答は及高段ハ宅 城を西田と隣し宅  
 城を向しは付西田大目しはし向一の所  
 隣家の形以ハ家筋より朝起故杯と群のかさ  
 云の咄一同道一難くはゆえは何なり下 城一  
 翌日子天に西田が宅より高段を緘し某月よ及  
 ひり心甚所より昨日の事云り留よあ及と申

撥をたうげさよ切付け山毛ハ則ち深尾角馬  
か鈕洲の門より少く後跡のち力り中古刀筋小  
て切付中込山形御門も取居せ眼をさけく  
出鞘形がく文取五寸ハ撥をさえくも撥を  
の先少や終ふ切付らまの依て違 上圖以新  
高源か部を以て其終切腹御先の類にお傳  
えりしども西田り組以て野原花其分組中取  
知を不致高源其終御先り組中取  
組中不致高源が宅は在城一西田も切をさ一  
て中旨内終古抱めり此中 御上り同へ事終

初より高源ハ後日より切腹は御村分指ハ上御  
七古御門是ハ控者御門か鈕洲の門より依く  
両家とも新設高源控者御門ハ池田古源組  
西田山形御門ハ云野原花は組之西田山形御  
門ハ墓ハ興禪寺より

○依久間が古記より曰山住小倉燈籠の事ハ寛文  
七年九月山住長多清が宅より小倉源と在在城一  
何事り中より依や燈籠の極より切腹は源と忠  
切をより誦も不見長多清切合をより極より下  
り重なりり御先何果是取此先と眼をふて上よ



て帳に付臨りり續ひて着園古左衛門来りり  
流りり刀と換へ新助へ切せり新助も心持りり  
武士少くあき不居せりもきほしし賜を授き  
合を請りり云度なり然しとて家初より思ひを  
おく後りり切せりり急ぎれハ終り新助ハ六  
左衛門が為り居を断る然る所も兵部ハ左衛門  
り出たれ細く委細る角中り主執ありハむのり早  
く切腹せり色々物者見角中り一とて六  
左衛門ハ切腹中りりと折角桑田流ハ左衛門系  
り居合をけきハ流一左衛門ハ介錯中りり

となり兵部も遊付宅 城取一右少執中りり  
云々

○一挽小圖書進留の内少く在燈籠の首兵部  
見世をとりりりハ左衛門古左衛門ハ伊豫能十  
挺の取ことりり

○元禄三厘午年暇部園古左衛門が將在兵部系部  
の町人小道具屋中兵部といり少者を切殺りたり  
時小社多流十甲最也初方力を面ハ切せりり云  
是ハ親象古左衛門ハ兼て裁端りたり方刀節之と  
云右の小道具屋ハ賣物の代物と云り云りて急

外上及びた皇不依く討探たる之一旦事備く  
其節見息不誤りたる明友の方物より右の接符  
よも引たりと云然きも右の半兵衛八束教巨  
居の若右京教教 公義河段人の河評後より代  
物と云しを切殺しと云く必何之其上年齢十四  
歳とハ中をど居居河と云ハ壮年の名ふく有べ  
しとの河河法少く右河法と云成り終小名右河  
門が紐只唯を御を右門つは既け 正成後日少切  
腹正仰付たり一日圓吉右門来りく居居河より  
乞せ致し河河切腹の事を教諭をといふ居居河

切腹の庭へ下り内時極をどをもりる時終りく  
と下りく中移ハ若も誤りては右河法に倒せあると  
致しと云時と以後迄の批判之と云く終り小月  
を居居河と云若年ふして居居河と云りて志の  
変むさ居居河世の人甚小措めり介錯ハ思教十た  
衆門権使ハ大高あ郎多河河ハ右河門の友人  
なり切腹の振合見事成ると鬼角中さき出せり  
と云



因府録卷之第二十九年

刑事

因府録卷之第三拾

未三島石市  
街ノ剣没ヲ附

頭十五人 河原 正堂 以 荷 の一 卷

○當春岩田 靱負 嫡子 蒼九郎 依 槍持 中 度 者 涉  
 家 老 中 迄 中 迄 一 以 家 勝 自 次 牙 有 之 一 付 惣 涉  
 物 頭 の 嫡 子 不 殊 槍 持 中 中 中 后 之 依 之 違  
 涉 種 汰 以 後 蒼 九 郎 之 初 め 槍 持 之 以 後 各 用 の 旨  
 三 月 十 三 日 註 仰 出 何 事 也 其 畏 以  
 ○涉 物 頭 の 嫡 子 槍 持 之 以 一 付 涉 種 者 仲 々 同 嫡  
 子 之 也 元 槍 持 之 一 度 之 書 付 之 一 付 一 付 涉 家 老 中

因府録卷之第二十九年

*[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]*

因府録卷之第三拾

沙物頭十五人沙暇正並に弟の一卷

○當春岩田靱負嫡子左九郎左槍持を中殿者沙  
 家老中迄中達一以家勝自次身と有之よ付惣沙  
 物頭の嫡子不殊槍持とて中と中居と依之違  
 沙融汰以後左九郎と初め槍持と以後各用の旨  
 三月十三日註 仰出何事もを畏以  
 ○沙物頭の嫡子槍持とてよ付沙倭者仲ヶ間嫡  
 子とも元槍持を中殿と書付とも付て沙家老中

因府録  
卷之二十九

一、若出右領書の内、之諸事、沙鉢陀既、同事と有  
之、此既、沙鉢陀既、承之、爲く、名を、企し

○沙使、書付、とも、行、若出、一、の、事、内、の、内、  
沙鉢陀既、と、諸、事、同、事、と、有、之、後、を、沙、家、若、中、で、  
了、相、尋、と、り、沙、鉢、陀、既、も、あ、り、海、に、お、り、ぬ、り、し、  
及、後、と、中、者、も、多、く、依、り、仲、々、間、二、つ、と、別、は、事、  
沙鉢陀既の内より十五人中、合、の、内、

同 抄 拾 挺 横 川 一 學

同 依 分 利 九 乞

同 依 分 利 族

同 高 木 在 内

同 植 木 権 方 丈

同 安 養 寺 権 之 助

同 武 官 丹 治

同 河 崎 勘 解 由

同 塩 川 登

同 赤 鹿 角 右 衛 門

同 若 掛 園 右 衛 門

同 熊 込 平 次 右 衛 門

同 岩 越 涉 右 衛 門

拾遺  
河内

關甚左衛門

拾遺

和田兵衛

○右拾五人の内(一)使じ(一)横河一学佐分  
利九介中付(一)と(一)在出(一)月廿八日津田將監  
宅(一)おし(一)務及(一)民部(一)乾(一)智(一)馬(一)三人(一)別(一)札(一)の(一)由(一)中(一)在  
し(一)の(一)書(一)付(一)の(一)封

覚

先日(一)擔(一)後(一)は(一)月(一)沙(一)保(一)者(一)名(一)知(一)の(一)由(一)子  
出(一)り(一)と(一)沙(一)保(一)地(一)取(一)と(一)知(一)子(一)同(一)前(一)子(一)知(一) 河内(一)の(一)然(一)  
多(一)不(一)沙(一)保(一)地(一)の(一)取(一)り(一)知(一)上(一)は(一)成(一)ゆ(一)と(一)知(一)能(一)の(一)前(一)

く(一)沙(一)保(一)地(一)知(一)の(一) 沙(一)軍(一)武(一)等(一)の(一)沙(一)保(一)地(一)取(一)と(一)沙  
保(一)者(一)と(一)い(一)限(一)取(一)り(一)の(一)沙(一)保(一)の(一)通(一)り(一)は(一)知(一)能(一)の(一)由(一)を(一)  
沙(一)保(一)地(一)取(一)り(一)難(一)捨(一)置(一)各(一)取(一)と(一)沙(一)保(一)者(一)中(一)上(一)の(一)以  
上

四月廿八日

○四月廿八日の晚(一)沙(一)保(一)用(一)人(一)岩(一)越(一)作(一)之(一)右(一)衛(一)門(一)村(一)上  
取(一)寄(一)糸(一)の(一)宛(一)へ(一)横(一)河(一)一(一)学(一)佐(一)分(一)利(一)九(一)介(一)系(一)了(一)中(一)の(一)由(一)  
今日(一)沙(一)保(一)地(一)取(一)り(一)中(一)在(一)し(一)の(一)通(一)り(一)沙(一)保(一)地(一)取(一)り(一)の(一)沙(一)保(一)地(一)  
取(一)中(一)一(一)回(一)無(一)く(一)放(一)取(一)終(一)ふ(一)て(一)ハ(一)各(一)の(一)由(一)知(一)能(一)の(一)由(一)に(一)  
知(一)り(一)の(一)由(一)知(一)能(一)の(一)通(一)り(一)ハ(一)難(一)仕(一)の(一)由(一)知(一)能(一)の(一)由(一)に(一)

此以後沙家老中より件々同へ申進下り候と  
の候に能く而も此方の面より右別進めて尋子  
不申面よりハ雖も通に能く而も候いよといふ  
之に候沙家老中へ沙家仕候と申進下り候  
沙用人と申別沙家老中へ申進下り候

覚

此度の候申上候の事案最候り候に新吉  
候ハ沙家子申候と不候に若事か可成候  
候ハ沙家何と申候にて不申上候候  
又此度沙家子申候と申候に後新吉へ漏有候

上以以上  
上以以上

六月朔日

旧井伊織

太田次郎左衛門

岩田鞆貞

山岡中務

石川四左衛門

石原市右衛門

秋田伊兵衛

安倍子玄衛

木戸十兵衛

山崎主馬

寺島彦右衛門

喜多村八兵衛

岡島五郎左衛門

花房源右衛門

○右の如くしき沙家老中が江戸表へ申上達

沙龍丑六月六日津田將監於宛務殿民部乾對馬

沙目白安着ち又共擲列座よて沙 仰候如く

物頭の子供持錢の後より沙使着申付間より

諸事沙龍龍氏因事し書知し申事と取り出し

沙龍龍氏度く高居を企りぬ二ツより別色は後

沙家老ともと可相尋と申者も有く相尋ぬれ

よ未及候と申者も有く其以後沙家老共まゝ

別紙十五人の者ども方々横河一学位分利九

えと申はく相尋は後達 沙龍龍氏新達 上江

作付置は申付間下より一先達の振ふ二ツより

別中候申候ふ 思召は其上 沙先代が振ふ

毎々申付る二ツより別色申候重き事より候ふ

其通りより沙龍龍氏申候は成沙龍龍氏

何付り其内意急仕存立以執りとの  
御意

○ 左の通河使をも侍ては 任渡り

○ 横川一学へ八尾田監物と以ては 任渡

○ 依分利九久依多利族へと堀庭常刀をも侍

ては 任渡

○ 高木左因へと山田左助をも侍ては 任渡

○ 安長寺指之助植木権左史へ八尾野織部を

以ては 任渡

○ 武喜丹治塩川登和田兵衛へと神戸権左を

○ 赤尾角右衛門へと村上多付と以ては 任渡

渡

○ 有掛園右衛門岩崎涉右衛門へ八井上甚右

衛門をも侍ては 任渡

○ 惣次平次右衛門関甚左衛門へ八右河守左

衛門と以ては 任渡

○ 河橋鯨之丞右衛門勘解由順日相果以て侍

自分とて侍を急仕

○ 右の者どもの一俵又侍六月五日山根四郎兵

衛と荒尾志摩宅へは侍 古江戸表へ送越し子

細中より振ると沙家宛中へは 任渡

○ 聖別秋より仙石若菜門を任渡者として此  
後の後思を考は任渡の依之山根四郎玄樹も若  
菜門と同進致し一月十五日多々祭定同晦日  
江戸へ系着仕は

○ 山根四郎玄樹へ沙用の任は 御旨七月廿  
六日江戸祭定同十五日多々取へ返着申上津田将  
監宅よりいしく精殿民部乾對馬列座して江戸表  
より任 御出は沙用の報申進上

○ 十五人へは 御出は品たの通上

此度十五人の者共中合送 上は 御旨置は  
仲々旨私意を別進は後 御先代も終り去之  
不届成仕形其上沙家老より中進は後お砂  
る沙家宛取とも名を冠中進者沙用人ともを  
以て中由中進候不届上は 思右は依之沙家  
任進は以上

○ 横川一学校分利九乞へた通は 御渡  
今度一同の沙家より乞へた友人候仕候は小  
新出陣より御出は御旨申上通上 御仕候者も  
友人死出中の候一入不届上は 思右は依之



主は并びに佐居江戸京大坂他見ハ沙障り江  
成ハ

○横川一学へ萬田監物をゆきくは 佐出ハ一  
学方へ監おより先達てたの友人系う所と伊吹  
源右兵衛伴次郎玄術

○佐多利九久へ城在帯刀を以ては 佐渡ハ九  
久方へ帯刀より先したの友人佐多利字た水門  
河合河惣玄術系う所と

○若少頼中御一以而 沙意の報を畏は音沙更  
中上ハ沙城少を立退き甲ハ

○横川次を丈佐多利曾孫武宮加多清つたの通  
江 佐渡沙文言同類

其方候帯く沙意意の若其上老人の倣よゆは  
バ 沙城ハ佐居沙宿先は佐ハ倣之一学而發  
先沙備一は倣ハ倣細ハ進白一は 佐出ハ

○若の通り次を丈ハ中渡一ハ不難者住居沙更  
中上其倣一学而發よを佐居

○佐多利曾孫一は 佐渡同類より族を佐沙倣  
社成沙法中上其倣族而發よを佐居

○武宮加多清一は 佐渡同類より丹治而發沙





○此度一國の沙眼ふり始む三人の依ハ 興輝  
院極沙眼道の若しは如く不覚病ふは 思石  
以依之至取沙障り成候

○植木権右史へハ天正織部と以くは 仰後職  
部より先達を依後勘定糸門西村糸門糸  
り候

○惣代平治糸門へハ井上甚右糸門を以く  
は 仰後甚右糸門先下唐氏十右衛門七  
郎右糸門系り候

○岩城沙眼糸門へハ村上左伴を以くは 仰後

左伴が先小岩城番我和傳海吉系り候

○右の通り中渡しり候三人若し 沙眼の執事

畏り也沙眼上上郎時ハ沙城ト立退申候

○植木軍左糸門依ハ沙合力米系 右上の居候

心以寄り候

○右の通り中渡しり候軍左糸門右佐と以 仰

如難者甚候は然もとり畏又権右史とてあり

退中候

○岩城久左糸門依ハ老人の返り候ハ 沙城

下段極沙眼成候

○右の通り中渡しに坊が所住僧光物有年御由  
由沙信中上村と古仲方へ所中の

○右商人は 信濃の執国勘但し主名所住僧沙障  
等し

○たの友人へたの通りは信濃

○赤鹿角古所門へハ高坂或古所とありては

信濃或古所より先よ赤鹿角古所門次所古所  
門系り所る

○後城古所門へ上村と古仲と以ては 信濃  
古仲の先よ高山源古所古所分古所門系り所る

信濃一箇の沙障より信濃より友人後ハ 興禪

院極沙障意の者より信濃は 承覚悟より 思右

以由より少く中間は

○右も通中渡しに所友人は 沙障の飯甘畏ん

由沙障中上即所ふ 沙障下立退中い

○右八月十五日

○右五人の若く八月十五日 晩於沙田所堅定若  
日の通り何色も列所少く沙障の若く中間は  
書一通沙家光の沙障

○は 信濃の執国勘但し主名所住僧沙障等し

○安房与精之助ハ天野織部を以て江 仰渡  
織部先小たの五人系了居る宮殿平右左衛門  
依房与一兵衛

○塩川登ハ八神戶織部を以て江 仰渡織部  
先小佐後七郎左衛門森九郎右衛門系了居る

○関甚左衛門ハ右河守左衛門を以て江  
仰渡守左衛門先小尾部守左衛門羽生榮了系  
了居る

○和田兵衛ハ天野織部を以て江 仰渡織  
部先小祐左衛門又三郎堀田左衛門系了居る

○右の通り中渡一兵衛 仰渡の執事畏れ他  
法中上郎時よ 仰渡下立連中

○河内流々巫ハたの通江 仰渡

○此夜の儀甚支勘解由居く不届江 思右兵衛  
菟路目有江 仰渡以居候の儀何方よ能く  
とも仰渡等

○河内流々巫ハ 菟四郎を以て江 仰渡  
先小先小河内守右衛門系了居る

○右の通り中渡一兵衛 仰渡の執事畏れ他  
の儀仰渡先知有まぬ由仰渡中上郎時先母方の

仰又江戸に在るに故以者の方へ所誠以由より  
早進沙汰と致察是に

○右五人の若夫へ八月十六日の晩津田將監宛  
少知いへ前日の通り何事も列申しなくは御座  
候云一週

○此度十人の若若沙眼は是れより付沙眼中の  
面々へたの通り 仰出

○今度物取の内十人前届より付眼者一は因茲  
別紙の通り其旨を可存事以上

八月

一此度沙物取の内格五人の若在中合を從

沙上は 仰付並に仲々間新志と以別紙中

院 洲先代より致し等々前届成仕形甚上

沙家老たる中進一は候申致す物取へハ難

中通者沙用人を以て中由中度修成候上

と名様取前届より 思召に候へ沙眼より

以取立たる若大勢より得バ沙間を以候に

一此度の候 上と名様仕形より付沙眼は是れ

沙物取仲々間より致し候の候よりハ等々候

旨諸取致し致す迄おしも進恨が海を候者

之る如し

一 沙弥澄の 沙代より得る書一通  
しりも 證勅ケる發帳 沙為不直以旨程  
すし 海く 楷しり可なり

八月

○ 右の通り八月十八日 寺別帳 於所館 沙為在の  
面々 組次 相次 取次 親書 各組 其外 法取人より 到  
在 諸川 強一 在 本門 安養寺 又 多 山根 四郎 多 依  
出 在 仕 右の 沙書 附 沙祐 筆 中 西 十 在 本門 讀之 沙  
家 光 とも 中 渡 之 其 以後 寺 別 帳 沙書 院へ 沙 出 之

作渡り面々へ 御目見へ 正作なり

○ 組月觸取者之 面々之 其 既の 宛より 拓 正 依  
出の 執事 中 渡 之

○ 横川 次々 又 依 多 利 曾 取 友 人 とも 沙 怨 意 の  
若の 依 多 利 曾 取 友 人 之 の 通 り 沙 持 持 方 亦 十 人 持 持  
家 在 中 右 十 月 十 六 日 次 々 又 一 八 宗 回 監 持 曾 取  
つ 之 堀 堀 帯 刀 とも 中 渡 之 正 作 渡り 友 人 正 能 者  
其 外 曾 取 持 中 上 之

○ 武家 公 多 沙 渡 八 沙 怨 意 の 者 の 依 多 利 曾 取 友  
人 隠 居 願 の 通 り 亦 持 持 方 とも 曾 取 持 持 方 とも



十月十六日ヨリ 作後難者有海者沙更上

○沙用入たる面くたの通江 作後

以度横川一学依多利九之沙家光とより

中進一以後十五人の介沙澄純一に記す

通仕者中級と取扱以候後似居名細法

よ 思召

岩越作之右衛門

村上政吉哲門

○右 沙急の報ハ當夏控江戸迄て山根四郎と  
通くは 作後以通り沙家光と三人到候と

於乾對馬宅十月十九日山根四郎兵衛中渡を友

人ごちに玉洞法の候迷惑仕り者中上沙家老前

退出仕 沙極嫌の程辨ふ事存留を急可仕代

と即別山根四郎兵衛と中上以り付沙家老

へ中進一以度不及急為者急く江戸迄の事 作

出り留甚候沙用お勤人振ふと中渡を

○廿五人の面く一沙暇は急る以後早進沙用

人ごも一は 作後以答の事詳細有る以て相延

候之十一月十九日ヨリ 作後以

○政官加兵衛候此度は 作後の卦沙法中上

以後天野織部を以て沙眼の後世に以て江戸  
表として述 沙眼通る沙眼は世に任而の  
後と何方と成るは沙眼は不承成者去沙眼を  
の者の後世に以て沙眼は世に任而の  
天野織部と云はくは 沙眼は世に任而の  
國と云退き中江志と將と一詞と心の任而何方  
つと家誠一任中江志と將と一詞と心の任而何方

○若く五人沙眼の鹽觸ハ元祿十丁丑の年二  
月十九日沙眼中沙眼若隠祐家替は 沙眼は世に任而の  
中ふふ而右とて沙眼十五奔沙眼貫とて頼る若

中江岩田権右衛門と中江岩田刑部末子とて先  
述ふハ無尾後後若子と内記を極まり末ふ若牛  
と名及内後後若子と内記を極まり末ふ若牛  
飛門の若子とお成江戸表の流人とも云ふる所  
其後平右衛門の胃子也生よ付岩田家へ移る所  
中江岩田権右衛門の兄相果るよ付岩田の家を相  
續けし七宿余氣とて沙眼番相織女衣其外沙眼  
相沙持る沙眼能沙眼とも 諸の沙眼具若くは沙  
眼等江成お勤り知將等とて付各何某が將平  
次若衛門候其外ハ 興禪院極の沙眼も姓とぬ



有之罪との事より勅負中より成程 沙先代極  
少くも七百石少くも玄服右仲部屋位少くも槍持を  
中に 沙當代様よりハ佐多利軍を清海糸の後  
六百石少くも沙流炮二十挺銃了所中ハ軍を清海  
唯者御門後旗ハ古刀沙礼少くも槍持を中後者  
取以如部通は 御旨の例有るより中より付沙  
家老中許後の上沙用人とも取替少くも古刀沙礼  
ハ不取減り之とも槍の俵ハ掃手取替と沙家老  
中ハ中より付沙用人村上政吉名門岩越作  
右名門中よりハ付後達 沙耳其後より付 御旨

と中より不荒尾志摩中よりハ槍の俵ハ 沙先代  
極沙家中候約沙取とくは 御旨の事其上例  
も有る依察ハ中より不取掃手取替と有るより付作  
之右御門中よりハ左よりハ 沙先代ハ千石以下の  
面よりハ槍持をハ事ハ掃手取替可有也と相取取  
以之ハ成程沙流炮取の末程荒木甚右名門將と  
ハ槍持をより付掃手取替と取中よりハ付三月三日  
より沙流炮取ハ千石以下の面よりハ掃手取替新  
たハ槍持をとり依り沙流番仲々間より吉村清  
丸御門をより依り掃手取替と取中よりハ付三月三日

沙家先津田將監へ相尋ふる所勝子次男と持を  
る松返若者より付沙使者の嫡子より一日ハ簪持  
者然る所其先津田將監宅へ吉村清左衛門を  
唯下中川のハ沙流絶取ハ仲々間の嫡子と簪持  
者ハ例方より付勝子次男と中渡より之とも沙  
使者の嫡子より其例方より付以来ハ簪持者ハ  
事可為無用者江中より付沙使者中ハ吉村清左  
衛門と中川ハ沙家先中へ尋出久 親書文云たの  
通り

私告候諸事沙物江同事より近 御付ハ沙使

○ 藩の候より付殿の付不申候ハ糖頭持江 作  
付ハ松也頭以上

○ 沙使者の面ハ沙流絶頭と同事と中心取ハ親  
可沙流候者其外沙甲曾沙祝よりハ沙當取よりハ後  
田吾親とよりハ沙使者とハ親物取たりより候  
云たりなり然も沙使者の沙流絶取と遠ハ  
たり沙ハ沙使者の沙流絶取ハ沙流絶取と立  
よりハ沙流絶取ハ江戸よりハ大當の取を毎  
め候ハ士の取と親事と親候とを是ハ沙  
先代極ハ江 御出ハ沙制法なり然も沙家



山右の事 仰出よく家合組甚分組付の面くも  
取込としく先お跡中い然る不之後沙お取中在  
多村八多信宅は寄集りお終致しんと先達て沙  
使者中沙お取同事と沙家先中と書付送出し  
由是ハ院の送込者も倭を同事と心付く倭ハ一  
向合兵不系りる此院ハ沙家先中すとお尋ひ可  
中且ハ沙道具ハ麻有る極上お取らてハ迷惑し  
ると相談よお取ら不中分ハ此院ハお尋ひ可  
よ不無きといひ半分ハお尋ひ可中といハ相談を  
といふく冠角評致つ世に倭も其日を先開き

中々其後ましく花房源右衛門宛よて評致お取  
一評致有之はとくも先居の評致も終る可なり  
倭も評致二つと分是評致お尋ひ可中といハ  
沙お取も源右衛門宛より帰るは安否も極  
助宅へ寄集り沙お尋ひ可中といハ相談つ世に  
とと記よ在多村ハ兵衛山海主馬ハ多不た因と  
同柄甚上た因ハ未だ客守も有るの五人た因ハ  
中々と以後の倭使してお尋ひ可中といハ  
以る必を各用よの事致し得し中管取致し  
安否も極し助字ハ客守も人殺の因より高木丸

因と可少き一人由に在因に子進徳と申すに  
誠し以而何患もお尋方中にお終つて致し  
る以自分及にお尋子一人教の因にお尋らさるへ  
と進め申す中にお河橋勘解由に在因と別し  
心易く相更に致事故に自分為の悪事申す  
て持事不致らば後にお尋子一人教不是進徳の  
と無理不進め申す故に因に以上は是れは  
に尋らる人教不加多しけは相今日然し申す  
事名も人教不申し不堅く制約をよりしお後一  
邊よ及びも故に因に制約の人教不入おけり依

之山崎主馬社多村八多衛と申すに其外一類  
中にお此後無殺害の御身少く尋らる人教にお  
成り由に因に法ぶ少し申す一類申すに  
以後の後にお尋子一人教不申し無き事申す  
ハ類の中より使しに在因不判を中を可然  
とお終極申す御河橋勘解由に大姓平右衛  
門信多利九之へハ依多利孫在東門多し判中  
入り而勘解由返答少しに類申の如し石田を  
よお下る何れも首尾能知不致り成事なる也  
去致を人教し以て相海の中を外の成中へも致





考つ人少くハ此迄答疑中とて疑々迄答ふも  
及其後初々居古該有ハ此迄答疑中とて  
福お流有ハ付在因類中の中ハ此迄答ふハ  
在因にお流ハ付在因類中の中ハ此迄答ふハ  
さとの中ハ答疑中の中ハ此迄答ふハ  
え中入ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
在因一分の所も何れも右の部は家老中  
お尋自ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
類ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
合ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ

海主馬村八玄海の友人ハ在因と疑級致  
さそ尋子の連中へ在因を承持入ハ此迄答  
候一人少くも人数多ハ相成ハ此迄答  
容易ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
仲ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
由候ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
少く横河一学依分利九乞友人をハ此迄答  
中ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
と書付答出ハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ  
殆りハ此迄答疑中の中ハ此迄答ふハ

之間一統小沙尋子中城小沙尋子くとも子細沙  
彦りく別紙名前の面く迄沙尋子中ると中り  
ハ津田将監務殿臣部乾對馬列座りく臣部中  
ゆき名ハ略りたる事を沙尋子物り形 御定代  
極りりの沙軍法何とく略り可中ハ房中子を  
尋ハ沙儀姿く難中惣別家老の中事を何色も  
扱みつき諸事ハ中立の事とありハ沙返答取  
渡りりく急後書付を以て可中同其急後可  
及返答と中く後ハ大從名ハ相成沙儀と同  
くく之相横河一学依多利九乞の五人中 城後

くいと並下山崎主馬森多村ハ多川の五人を沙  
家老中より沙尋子家老の仲り同中十五人  
沙お尋に筋有とハ然各方の其後をくく一系  
りをの儀ハありハ程又 沙尋の儀ハありハ  
賢意原く可中後と中ハ相其後中命ハ十五人  
より横河一学依多利九乞の五人を以て沙尋人  
岩越作く在沙の村上政右衛門ハ相頼ハ此度  
の後沙尋子中若くハ 沙尋と存ト義儀ハ  
不致り相くも諸事能中居り名ハ以後何事ハ不  
沙江御周り候別く小沙江御周り候ハ沙尋家老中ハ

兼ては尋て下と相頼るゝ五人の沙用人員を  
語述者の語沙家者中へ申進しは如件之間の相  
別きの候と申して重き事なりと云ふは如何の候  
扱ふ所と申望日善浦遊人とも在りて沙家者中へ  
沙用人員一沙申回りの沙度物取十人の面々  
より件之間と別く申進し是れ相頼るゝ  
中國の如くも沙用人員の候ハ重き沙度家の事  
以て之はたゞえヶ取の候相頼るゝも相留め候  
も是見可致事より候と申て是等申進中申は如何  
とも必度の程秘心持より一沙申候は如何なる

大い小迷惑仕則善浦遊人と相頼り申中由  
○相申官不致沙物取十人三浦形子當年結  
戸より有跡を跡りて十四人書付と申して沙家者  
中へ申進しは如何の候ハ重き事なりハ先留置  
申は右より月節日の礼と云ふツよ別進し事  
取沙物取大方ハ沙家者中へハ不審がら  
○是れ申候五月廿七日沙度家の節沙物取沙進  
ひふ出り候とも別く申進し是れ相頼るゝ  
沙度家の節後ハ沙家者中の沙物取も申進しは如何  
作付より一以外の事申す





五物ノ振込 仰有古証 仰渡ハ前記ニ有  
 若干太人の持以屋敷ありたの南ノ一ノ  
 佐分利九之屋敷池田若助ノ  
 河邊路ノ一ノ屋敷長倉若門ノ  
 安養寺路ノ一ノ屋敷落合寺ノ一ノ  
 赤尾角若門ノ一ノ屋敷乾十郎若門ノ一ノ  
 塩川登屋敷村上政若門ノ一ノ  
 惣平若門ノ一ノ屋敷大橋若門ノ一ノ  
 若根高若門ノ一ノ屋敷山根四郎若門ノ一ノ  
 和田兵衛屋敷林豊若門ノ一ノ

武官嘉多屋敷植勘若門

佐分利族植勘若門一ノ屋敷  
 四人の者の屋敷ハ年々之助植勘若門ノ一ノ  
 関甚在若門屋敷ハ一ノ屋敷代ノ一ノ屋敷ノ一ノ  
 成  
 岩城沙若門ノ一ノ屋敷ハ一ノ屋敷ノ一ノ相成ル

○因幡山ノ事ハ一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト  
 一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト  
 一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト  
 一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト一ノ屋敷必ト

白く小任隈果く東都一隅らまき一時必の人と誰  
別のお身とと能嘆も身の心も云然も尚必あり  
思ふ人小懐て世ハき一と聞えたり尚必の名正  
とりふ八因極山と因極川神の沙字右三角山副  
の隆山なりとりふま、面龍山是も尚必の名正  
之係一何色の所は有やと尋ゆ一付知らむとい  
り人も拙者一とや思ひせん沙中陣山をありて  
是ちん面龍山と教之一と云ふ一有但一尚必の  
能まふ余命をたふ善結と云え一誠は因極の人  
ハ其國を生きても何たる名正者も知らむと因

よハ愧る心も有多人古卷の鳴一傳つ一ハ面龍  
山ハ面龍山と云く云と是ま一怪は其流とす  
るものハ見ると形非を因極山と井極物は尚必一  
の伝信地の家山なりと記を今沙也の惣名を  
國神とりふ昔の國衙の有一古記ぬべ一逆也よ  
能生村なりと云然所は有之惣一と云ふハ福島の  
今之さまハ山を福島山と云ふ川を福島川と云  
之福島川とりふハ兩流より流せぬ川と云ふ  
なり其所よりハ西河川といふ惣色ハ福島川と  
いふハ今の玉府川の昔一の名之流也ハ福島川



水二筋より流きて國府宮の下の卯を今北橋の辺  
より橋不切きく山子の方小付く流き岩倉より  
卯恒村より流きく卯恒より大い成湍り有今其辰  
八田小成く其田の名を大滝と云り夫を福急天  
の宮居の所と流き今竹島の前を通りて町外を  
多津の大橋の辺より花鳥堂の前より湍り有て夫  
を立川新道の裏通り中出の法泉寺の字より今  
の押へ鳥居の辺より中の了初社を鳥居が鳥居  
の辺より大い成湍り有て丹基を夫が門前を通  
り池津橋と經く江崎の地前より流き今卯恒を

十六

通りて丹後町より信川より流き今其内山湍  
山より卯恒邊へ流き出る水筋何よりすく大目か  
右より流き出る川有内山と栗石より出る川筋も  
有て昔名親香の下程記堂の中丁の辺よりハ  
澤田より今寺橋が鳥居の辺より大い成湍りと  
湍りたる水筋より底深く芦葦林茂る人の往来自由  
成体山の水も水湖より卯へ流き出る川筋ハ  
今の惣橋より流きたる江崎邊古大目町より岩橋  
町惣門の卯へ流き出る川を藤川と云る是  
其流ハ津南鎮下の大河と姓古ハ隠岐の國和よ

十六

是代出き舟材木を大船小艇て加路の海迄より  
引あか漆川を若狭町の惣門即ち帆をり多て馳  
入たると云す。是中より若狭管五邊あり船舩  
ハ江湾の惣門まで居り。と云り右圖紀卷の二  
因幡の山多取落岬の衆小指此城と申ハ高山城  
と云。と云。獨立し西北ハ濱海漫々と云。測るを  
り。と云。山にハ漆川と帯あり。其原あり。一  
依之容易く攻之舟を産き舟も遊り。けり。と云  
一。大皇其時ハ袋門の渡しを居るに。此時と云。  
此の甲乙と云。絶るといふ事なり。夏より遊りて。小

大雨の時水多く冬も雪解水ハ増え。遊り其  
時代ハ舟或ハ散なく。ハ流る事成れ。今ハ  
雨も冬も雪中もあ。と云。日較の廿日計り。早  
り。と云。時ハ。い。は。も。水。の。さ。落。る。所。あり。と云。ハ。歩  
り。流る。其。時。雨。も。多。く。有。る。夏。の。日。乾。き。を。時。ハ  
府中の用事。山も。夏。之。事。も。年。亦。多。て。ハ。有。り。  
若。し。昔。ハ。何。ま。の。川。も。水。多。かり。ける。是。ハ。水。原  
ハ。木。本。茂。る。衆。も。知。る。が。秋。枯。り。有。り。バ。中。亦  
多。く。水。原。と。言。え。たる。が。故。ハ。山。より。涌。出。る。水。多  
く。水。原。も。強。く。有。り。之。故。身。ハ。沙。流。世。久。く。成。り

ハ何山の城下地も四民ともう算多々年々も  
高安多く建屋げ昔一の田畑今屋敷地も成り  
所古一の五六倍増ふも及登り今水多の河  
下と以て見逃バ何所とも期を有めん人多く  
成ぬをバ枝木炭薪等も切て物事日取止多分  
し海に地より生か海に切たりも運き故より  
舟よ山かたなく船くたう後ハ不毛の地と成と  
る所の多々有旨通くも今の立川新左の御  
の辺より御植村の上流山村の山終きハ平一  
よ橋生へ船く日の花りも是へぬ程不有り

巨港那より法身那へ出る御植の村中よ神宿と  
うやいふ大橋あり是を渡りて立川へ通る引木  
運舟よ出まらり多敷の城下よ佳景志け其須  
ハ矢澤立川吉方の村家のかハ家一軒もなし然  
るに池田御中も船多々ハ舟入船は成り山  
の橋へさしハ河を城も御成山下の城郭も  
而く跡のなく結構一のふ時より引木  
用多々よ是群家水多々よはあさこの橋を成  
出り其上立橋山の巨我を代り引木と目録  
代り引木一多々ハ橋運ひりハ自然と成立川

の暇とさして刃本暇とハ云留りたり今ハ橋  
の事いさして産地の難来もななく成り虎山とりふ  
おふ成り之享保庚子の災子焼失志ける沙中丸  
ハ橋計より造立せらせたるよりふハは溜なり  
まゝ國府の宮山も杉杉生志けり其も知せぬ  
程の深山より有りりとも他必より入札を  
年毎に代<sup>代</sup>けせハ難ふハ依りり今ハ赤毛の山  
と成ぬ古より因幡山に松を詠るも昔一の樹木  
の生茂を松樹蒼蒼たるか故成べり一ハ松も何必  
も甲の辺よりふりやふ及桑山家にも遠く枚木

と依ありり級よ昔一の如く水源より流る出る  
水路も弱くなりわりの早魃よもそわく干ばり  
舟筏をくぐり海への行き川も歩り渡り成り  
と名えたるまゝ、海中も板の浮時代ハ世上も少  
しハ船程も成り軍政もなすれハ民を仕ふ事以  
前よりハ自由ニ其頃大乱の後を思ハ腹内の百  
姓の数もわたりり課税もかき出さず事志がき故  
より荒蕪の地多うりりハ毎井武則の頃内  
氣多うりの郡中ふくも荒蕪る地をいりり日光  
の地を埋めり田畑となりけりハ佐中も板も武

別及よ夏より劣る海下き心をなすきて福原川  
の流きも二瀬に成り一瀬ハ岩倉部恒立川に流  
きまふ多取内山下に流きて漆川となり一瀬に  
成り今の通り大板村に流きて吉方一板橋より今  
のお子卯に流きて漆川といひきり漆川ハ大川  
より漆川にちさき流きと見えたりさきバあそ  
吉方村より一板橋の名今ふ殊きる之は獨梁の故  
知りきたり漆川の末と漆川の末と流丹後町の末  
より一ツは相和にたると板山山石橋の名も有  
之福原川ハ西郷宮の下北村と成り今開とめく

一瀬となり漆川一板山山下に流きて漆  
川の上流を埋めく新田と成りきりむも佐中  
より板の時代も今の権現堂親善の下の中丁立  
川矢津の辺との川筋を埋めく新田となり西郷川  
の流きハ岩倉部恒村より矢津の大橋を通り矢津  
川に成り吉方村今の一板橋より吉方村の  
辺に今の卯塚に通りて丹後町より漆川の流き  
と一ツは成りきり之元和三年の徳陽侯の沙原川  
となりて多取の沙原川を沙原めたり漆川の  
おま田ハ沙原中流士の所原より一板橋よりか

坂ノ身をりり川を埋めしは時因幡川を古の  
下の村をりり川を埋めしは時因幡川を古の  
下は古村の方より流し今もゆく盛川へ流れた  
多之盛川は因幡川の末より小川成りし川幅を  
狭く可なり物圍ひよおを築き昔の瀧川の  
筋は因幡川の要害となり今古平百位年の警備  
よはくは下も家也よ成て自然と因幡川の川  
筋を埋めし今ハ一向湯水の堀とハ成あり  
南河少ありしは岩倉野垣の田圃を名きハ行  
ありよ多ありしは又古河の少く成る多しさ

それハ埋ても昔一の川筋ハ跡なき物と云ふ  
り是古下若方辺今の権現屋と平下面よ平陸と  
あり是も古ハ田圃より昔一の今芳心寺の山下  
より宮内ありし是の沼流をも埋て新田よ成  
たる之後世次第ハ警備を成て田圃を流して町  
小路を作し町屋侍所を築き農すなりと云  
今も江橋の惣門ハ丹後町よむその川筋を古  
埋りしは惣門の惣堀よ用ひらるし是ハ依り  
昔一の瀧川の遺蹟ハ今の堀筋之其ハ要害ハ相  
好をりしは惣門の田圃ハ柳堤云々月堀等の古

臨ハ佐中多抗時代より始りし之今ハ是昔の  
所より人知るぬ抗不稱の語ありき其の城を布  
施の爲に作り出城小築きたる時と宮部善禰坊  
一城攻の軍功小用く秀吉公より尚帳をお取し  
て宮部二代を城をきりし時と善禰坊が隣り糸  
の彼小石田ふ一味たより依り城をせり東  
照安の池田佐中多抗つりし始りて六万石の  
城りや成りし時代と佐陽 光政公因幡伯耆の  
五列を抄狩所なりを掃別姫路より掃りせりん  
て三十万石余の抄城下と成りし時代と將りて

佐中因幡と抄所等の時代と世々の轉移當時の  
風俗といふはしき語もたゞ之今鳥取の抄城下を  
甲氏の築多き豊島の地より事京於大板小もあ  
まり大き小遠ひなき諸氏の自由古くえりハ天  
地の隔成りし

○六万石の形を此抄城下を因幡五列の古守法  
度の抄城下と形をか故小園を引平一法を埋め  
て大新といふ成りしといふ佐中抄時代より 抄所  
家祖抄所等の後とハ戦国を去りてきりし其法  
式質をふりし家屋等の作りも古く是よりして事跡

人氏も由る南時のみく好くを主時や南時城下  
連北山等の通りふハ洲を白井源を支り其境分  
者方の方へ二三十有社根敷垣したる足輕旅の  
其の所る山家ありて先ハ田畑あり有ける  
と之源を支り為家といふハ今井信長御門が居  
たる為家の隣りて古く之の所用場為家と角名  
より横手ハ竹藪の為家あり今け辺ハ伊東中の  
正申ふ成ぬと古光の物語なりと法清在御門の  
由の由取り傳へるをり伊西給の時よ若狭橋の  
お母因幡白入きふ右の方の畑地を侍を敷少下

きき津辺ハ因山下ふも志づく離きて有終よ  
若狭町のフ折屋と此れ人の云く之今も若狭  
た右ともに侍為家建繕きて警昌之是ハ今武家  
赤毛流が為家あり元禄年中此種地取す人地  
暇をせるといハ極本種を支り居為家のより武官  
が為家の寺町あり今小山と云右御門が為家は  
なり武家御所の後と三者御門が親の精勤寺御  
門ハ此寺より武家が居中昔ハ手前より有隣家  
の為家も尤も武家が為家あり種地ノ菜畑名の  
地ニ精勤寺御門ハ此寺より後了ふ分て化へる



トしといふ是亦三右衛門が惣領之武官の史跡  
の功者なり是も内山下と雖もくおまの内な  
かゝ家中の居敷並と雖もたる所より一並にた  
るなるん今ハ三十字右余の所城下をせとも以  
前ハ一方右の郡之の所城跡ハ新開きの所下ふ  
て所入國とあり年較久しうささく八侍居敷  
も惣門より外の町家も建揚を今惣出まの  
内山も取くよ田相も有しとくさく三町をせと  
ある町の谷も若樺町のノ野原と云ふも同下側  
と聞えたる將より村下の町の名を海原と云ふ

ハ智海を討り之甚外ハ麻野町若樺町と云ふ  
麻野海道杯云ハ誤之と云は後中多松の時時代  
ハハ東郡の若樺山ハ山崎左馬之友氣多郡の麻  
野山ハ飛井武藏守及尾原多取山ハ池田備中  
多松山く何ともし郡主の所方なきハ所城下も  
狭く漸く内山下の山崎も流まハ所原の方へそ  
て諸士の居敷を以圍之今の惣門の内山ハ町家  
等びも寺院等も有て惣門の外ハ大方田南山く  
有し其後年々次第より所も富饒よ成り城内小  
有し諸士の居敷も増ゆへ出され惣門の外く

寺院町家と撰出しぬ是ハ豎横ノ町並ハ由來ノ  
里止ハ惣門の外ノ町の名も於ク此身ノ町家  
多く成をせハ多取の所城下ハ在能ハ出る町蘇  
りぬハ主町を在能町としハ若樺の町小通ハ老  
ハ此町を通る故ハ若樺町としハ主ハ智江海道  
ハ因別々ハ伊予駿河京大坂ハよりりの本海道  
なんハ智江海路としハ主ハ一海ハ水道谷の流れ  
衆居道の沿道と隔て並び小湊川の江舟の向ふ  
をうしハ江の海としハより今ハ江舟としハ  
之豎町ハ宿初ハ由來ハ沙城下の町の昔ハの位

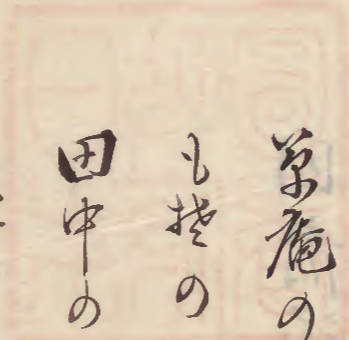
あり強きハ是ことしハ其後上下を町家と成  
て下の江橋町の江側ハ城出ハ造りの茶屋あり  
しハ今ハ小湊の江舟ハ移りしハ其頃ハ此  
辺ハ主と務める舟來者あり故ハ諸事自由  
しハ府中家ハ一の所と其を以てハ沙城下ハ諸者  
て居る職人も於ク商賣人も主ハ務め一切の商  
賣物と此列より持來りハ在能若樺多取ハ一と彼  
方ハ方と在能と其職人賣人の外ハ主ハより方  
路の用車と并下なる之類ハ小通ハ多取の町も  
廣く成り沙城中の人も多く有とんハ沙城下

今ハ住居を定めく地ありて海よりなり一年中何の  
もくも甚だしく買けき其時ハ但列より赤小  
豆居居者門とてや云者ありて住居とていふ  
雜穀と粟等るか卯ふりけきハ粟和のつんが名  
と鳴んく雜穀を買んと思ふ者ハ赤小豆居居  
乃て買て来きといひけが終り其町の名とて  
茶町も同家ふく但馬より此所海下茶賣の館を  
出たり故に茶町と云後法仰く茶屋の道本  
と云者ありたあゆまき赤小豆町一名多門の町  
と云是ハ多門院とてハ修験者の居る町也

ハ那ハ吹角ハキリ浦ノ橋物居町遊居町桶屋  
町も同家たる也一浦あり昔ハ名ありて二階  
作りの家を造作せられハ二階町といひ風爐居者  
たきハ風爐居町といひ田代とて姓の喧しく鳴  
たらん沼津振の所を經て町並となりぬきハ姓  
町と云其舊町を町振いふも皆是職人の住居  
之海におく古久工町元集町振りふも町を代る  
前後よりくは名別の名有ぬべし遠くおきたる  
町を新町といふ河端ニ丁目四丁目と云海  
丘東町振りふ其唱あり名少陸不通り因幡町

の末を監<sup>サ</sup>し流しと懼らざりし不後年町並とす  
たまは立川の町とすしよは余の町の名も有ふ  
なりとす

○昔一貞享年中元祿の始め頃とすは吾方おまか  
法泉寺より先ハ町家なり元祿六年 興禅院振  
伊藤送の頃とす引本暇に離れ家の茶屋立軒有  
て引本暇の立軒茶屋とすいしとす今竹理とす  
いし者の居宅の辺のうしは法泉寺の住持日  
進上人の咄し此由は僧巾着の命を蒙り南無  
ありし時法泉寺ハ寺号計りあり形ちむり成



草庵のこみく田の志中よ湯の如く前後たをよ  
も持のあをりしを前よ人家なり是山嶽の時人  
田中の法泉寺といひけり今少くも田中の法  
泉寺の名ハ廢らざり物之然り小此日進の法力  
みく中堂より庫裏方お造創造して福寺の中興  
たすり其時とハ寺小山号も然り田中の法泉寺  
といふよりいしとす田の字小筆畫を添く富の  
字と然り富中山法泉寺と云とす是ハ伊西翁が  
遠く小年曆を終り後の事之其後ハ喧嘩谷の  
口と町並と作り造り引本暇の辺も町並なりと

近頃ハ椿谷も家園となり矢津中も市橋の天  
 神の下窪間堂の先ハ矢津の大橋と町名をたし  
 り沙治世の久安成ぬまハ上り下りに人の敷も  
 多くわう在中ハ沙城トハ出く住居をまのり  
 多く沙に政を欣載く化邦の者も来住くも  
 穀豊饒の沙國くく世も難有沙事也



因齋録卷之第三拾 大尾



明治十四年八月以島根縣藏本寫之

校合



